

# 情報センサー

Vol. 176 May 2022

【会計情報レポート】

2022年3月決算会社での  
有価証券報告書最終チェック

【EY Consulting】

Long-term value  
— 持続的成長のためのKGIとは

The EY logo is positioned in the bottom right corner of the page. It consists of the letters 'EY' in a bold, black, sans-serif font. Above the 'Y' is a yellow diagonal bar that extends from the top right towards the center of the logo.

Building a better  
working world

Pick up!



## 会計情報レポート

2022年3月期の有価証券報告書の作成にあたり、会計基準等、開示規則の主な改正などによる有報開示への影響、また、金融庁による有価証券報告書レビューの審査項目を踏まえての留意事項を解説しています。本稿と合わせて、本誌4月号の「2022年3月期 決算上の留意事項」を参照しながらご一読いただければと思います。

### 会計情報レポート

02

#### 2022年3月決算会社での有価証券報告書 最終チェック

品質管理本部 会計監理部 公認会計士 高平 圭  
公認会計士 前田和哉

### デジタル&イノベーション

06

#### Beyond標準化・構造化 –非構造データの活用

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance  
福地史朗 西村真木子

### IFRS実務講座

10

#### 『国際会計の実務 International GAAP 2022』刊行記念 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に 関する主なアップデート

品質管理本部 IFRSデスク 公認会計士 佐野敏行

### Tax update

14

#### グローバル税務の創造的破壊

##### 前編 글로벌ミニマム課税

EY税理士法人  
International Tax and Transaction Services 大堀秀樹

### 押さえておきたい会計・税務・法律

18

#### グループ通算制度における繰越欠損金の実務 ～税効果会計の処理を含む～

公認会計士 太田達也

# Contents

情報センサー Vol. 176 May 2022

## JBS 22

米国における物価水準の動向と  
シェアードサービスセンターの利用可能性の  
高まりについて

ニューヨーク駐在員 公認会計士 廣瀬剛史

## EY Consulting 24

Long-term value – 持続的成長のためのKGIとは

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)  
BC-Finance 横井知行

## Trend watcher 28

公共セクターにおける脱炭素社会に向けた  
新たな取り組み（官民連携）

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)  
インフラストラクチャー・アドバイザー 関 隆宏

## 業種別シリーズ 30

電力取引をめぐる新たな市場制度が  
電力業に与える影響

電力・ユーティリティセクター 公認会計士 名取荘太

## 企業会計ナビ ダイジェスト 34

収益認識に関する注記  
— 当期及び翌期以降の収益の金額を理解する  
ための情報

企業会計ナビチーム 公認会計士 河村正一

出版物のご案内 13・17

Information 33

編集後記 36



会計・監査情報アプリ（無料）  
「EYナレッジナビゲーター」

会計・税務・監査・経済に関する最新情報をお届けします。

【アプリのダウンロード方法】  
iPhone版はApp Store、Android版はGoogle playでダウンロード  
ができます。



## 2022年3月決算会社での有価証券報告書最終チェック

品質監理本部 会計監理部 公認会計士 高平 圭  
公認会計士 前田和哉



▶ Kei Takahira



▶ Kazuya Maeda

品質管理本部 会計監理部において、会計処理及び開示に関して相談を受ける業務、並びに研修・セミナー講師を含む会計に関する当法人内外への情報提供などの業務に従事している。

### I はじめに

本稿では、2022年3月期の有価証券報告書の作成に当たり、会計基準等や開示規則の主な改正などによる開示への影響、金融庁による有価証券報告書レビュー（以下、有報レビュー）の審査項目を踏まえた留意事項を解説します。文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

### II 会計基準等の主な改正等による開示への影響

22年3月期から適用となる会計基準等が開示に与える影響について解説します。なお、これらの会計処理等の詳細については、本誌22年4月号の「2022年3月期 決算上の留意事項」をご参照ください。

#### 1. 収益認識に関する会計基準の適用による開示への影響

21年4月1日以後開始する年度から企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下、収益認識基準）等が原則適用となりました。収益認識基準の適用により、顧客との契約から生じる収益や契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権の表示、顧客との契約から生じる収益に関する注記が求められることとなります。

なお、収益認識基準の表示・開示に関して、次の本誌各号で詳細に解説していますので、併せて参照ください。

- ▶ 本誌20年7月号「収益認識基準（表示・開示）の解説」  
([www.ey.com/ja\\_jp/library/info-sensor/2020/info-sensor-2020-07-01](http://www.ey.com/ja_jp/library/info-sensor/2020/info-sensor-2020-07-01))
- ▶ 20年8月・9月合併号「収益認識基準（表示・開示）に関する実務上の論点」  
([www.ey.com/ja\\_jp/library/info-sensor/2020/info-sensor-2020-08-01](http://www.ey.com/ja_jp/library/info-sensor/2020/info-sensor-2020-08-01))
- ▶ 21年6月号「収益認識会計基準等の適用初年度における留意点」  
([www.ey.com/ja\\_jp/library/info-sensor/2021/info-sensor-2021-06-01](http://www.ey.com/ja_jp/library/info-sensor/2021/info-sensor-2021-06-01))
- ▶ 22年2月号「収益認識基準 開示上の留意点」  
([www.ey.com/ja\\_jp/library/info-sensor/2022/info-sensor-2022-02-02](http://www.ey.com/ja_jp/library/info-sensor/2022/info-sensor-2022-02-02))

#### (1) 表示

顧客との契約から生じる収益は、適切な科目（例えば、売上高、売上収益又は営業収益等）をもって損益計算書に表示します。顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、又は区分して表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記します（財務諸表等規則第72条第2項、連結財務諸表規則第51条第2項）。

契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権は、適切な科目をもって貸借対照表に表示するかそれぞれの残高を注記することが求められています（財務諸表等規則第17条第1項、第49条、連結財務諸表規則第23条第1項、第37条）。

#### (2) 注記事項

##### ① 顧客との契約から生じる収益に関する注記

顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フ

口一の性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することとされています（財務諸表等規則第8条の32第1項、連結財務諸表規則第15条の26）。

この開示目的を達成するための注記事項として次の事項が定められています。

- ▶ 収益の分解情報
- ▶ 収益を理解するための基礎となる情報
- ▶ 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

収益の分解情報は、当期に認識した顧客との契約から生じる収益と報告セグメントごとの売上高との関係を投資者その他の財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を記載するものとされており、収益を理解するための基礎となる情報は、契約及び履行義務に関する情報等を記載するとされています。また、当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報は、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額や当期末においていまだに充足していない履行義務に配分した取引価格の総額、当該履行義務が充足すると見込んでいる時期等が含まれるとされています（財務諸表等規則ガイドライン8の32、連結財務諸表規則ガイドライン15の26）。

また、顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針として、次の①から③の項目を注記するとされています（財務諸表等規則ガイドライン8の2、連結財務諸表規則ガイドライン13の5）。ただし、重要な会計方針として次の①から③の項目を記載することによって、注記と同様の内容が記載された場合、注記では、当該内容の記載を省略することができます（財務諸表等規則第8条の32第3項、連結財務諸表規則第15条の26）。

- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
- ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
- ③ 上記①及び②以外に重要な会計方針に含まれると判断した内容

## ② 連結財務諸表を作成している場合における個別財務諸表の開示

連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、「収益の分解情報」及び「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」について注記しないことができるとされています（財務諸表等規則第8条の32第4項）。また、「収益を理解するための基礎となる情報」を注記するに当たり、連結財務諸表における記載を参照することができるとされています

（財務諸表等規則第8条の32第5項）。加えて、顧客との契約から生じた債権、契約資産や契約負債を他の科目と区分しないで表示した場合等の注記の定めを適用しないことができます（財務諸表等規則第17条第4項、第49条第5項）。

## 2. 時価算定に関する会計基準等の適用による開示への影響

21年4月1日以後開始する年度から企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等が原則適用となりました。これを受けて、金融商品の時価に関する注記事項を定めた、改正企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」も合わせて適用となります。これにより、従来の注記事項に加えて、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項に関する注記が求められることとなります（財務諸表等規則第8条の6の2第3号、連結財務諸表規則第15条の5の2第3号）。新たに追加される具体的な注記事項は次ページ<表1>のとおりです。

なお、22年3月期決算において、投資信託及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記の取扱いを定めた、改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を早期適用することができます。これによると、一定の要件を満たす投資信託については、「基準価額を時価とみなす」取扱いを適用することができますが、当該取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額や期首残高から期末残高への調整表などの注記が求められます。その内容については以下に詳細な解説がありますので、ご参照ください。

- ▶ 本誌21年10月号「改正「時価の算定に関する会計基準の適用指針（投資信託等に関する取扱い）」の解説」  
([www.ey.com/ja\\_jp/library/info-sensor/2021/info-sensor-2021-10-02](http://www.ey.com/ja_jp/library/info-sensor/2021/info-sensor-2021-10-02))

## 3. LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いの適用による開示への影響

実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下、LIBOR取扱い）において、金利指標改革に起因して公表が停止されるLIBORを参照する金融商品について、一定の要件を満たすものについて、ヘッジ会計の適用を継続できる特例的な取扱いが定められています。報告日時点において、LIBOR取扱いを適用することを選択した場合には、次ページ<表2>の内容を会計方針に関する事項における重要なヘッジ会計の方法の箇所、又は金融商品関

▶表1 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項\*<sup>1</sup>

(1) 時価をもって貸借対照表評価額とする金融商品
① 時価のレベルごとの合計額
(2) 時価をもって貸借対照表評価額としない金融商品
① 時価のレベルごとの合計額
(3) (1)(2)のうち、レベル2又はレベル3の時価の金融商品
① 時価の算定に用いた評価技法及びインプット
② 時価の算定に用いる評価技法又はその適用の変更の旨及びその理由
(4) (1)のうち、レベル3の時価の金融商品
① 時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報* <sup>2</sup>
② 時価がレベル3の時価に分類される金融商品の期首残高から期末残高への調整表（以下を区別して示す） ア 当期の損益に計上した額及びその損益計算書における科目* <sup>3</sup> イ 当期のその他の包括利益に計上した額及びその包括利益計算書における科目 ウ 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額（純額で示すことも可） エ レベル1の時価又はレベル2の時価からレベル3の時価への振替額及びその理由* <sup>4</sup> オ レベル3の時価からレベル1の時価又はレベル2の時価への振替額及びその理由* <sup>4</sup>
③ レベル3の時価の企業の評価プロセスの説明
④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合に時価が著しく変化するときの影響に関する説明* <sup>5</sup>

- \*<sup>1</sup> 金融商品の開示項目は適切に区分する必要がある、性質、特性及びリスク並びに時価のレベル等に基づいて決定する。
- \*<sup>2</sup> 企業自身が観察できないインプットを推計していない場合には、記載を要しない。
- \*<sup>3</sup> アのうち、貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益及び損益計算書における科目を注記する。
- \*<sup>4</sup> 振替時点に関する方針を注記する。
- \*<sup>5</sup> 他の観察できないインプットとの間に相関関係がある場合、相関関係の内容及び当該相関関係を前提とすると時価に対する影響が異なる可能性があるかどうかに関する説明を注記する。

係注記の箇所などに記載することが必要となります（LIBOR取扱い第20項）。

▶表2 「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係\*

(1) ヘッジ会計の方法（繰延ヘッジか時価ヘッジか） 金利スワップの特例処理及び振当処理を採用している場合にはその旨
(2) ヘッジ手段である金融商品の種類
(3) ヘッジ対象である金融商品の種類
(4) ヘッジ取引の種類（相場変動を相殺するものか、キャッシュ・フローを相殺するものか）

\* 一部のヘッジ関係のみ適用する場合には、その理由を注記する。

## Ⅲ 記述情報の開示

金融庁では、毎年、投資家と企業との建設的な対話に資する充実した企業情報の開示を促すため、「記述情報の開示の好事例集」を公表しています。21年12月に公表された「記述情報の開示の好事例集2021」では、サステナビリティ情報の中でも、近年、社会的な関心が高まっている項目であり、コーポレートガバナンス・コードの改訂等で開示の充実に向けた取組みが進められている「気候変動関連」と「経営・人的資本・多様性等」について、現時点における投資家・アナリストが期待する主な開示のポイントとそのポイントに沿った有価証券報告書における開示例が紹介され

ています。

「気候変動関連」の開示例では、TCFD提言にある「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の四つの枠組みに基づいた開示が紹介されており、「経営・人的資本・多様性等」の開示例では、サステナビリティ経営、人的資本への投資、働き方や女性活躍を含むダイバーシティの推進に関する開示が紹介されています。

なお、「記述情報の開示の好事例集2021」は22年2月及び3月に更新が行われており、主に21年3月期の有価証券報告書における「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「監査の状況」及び「役員報酬等」についての好事例がそのポイントとともに紹介されています。

## Ⅳ 金融庁による有報レビューを踏まえた留意事項

### 1. 22年度有報レビューにおける審査項目等

有価証券報告書の記載内容の適正性を確保する目的の下、毎年、金融庁と財務局等との連携により有報レビューが行われています。22年度の有報レビューの概要は<表3>のとおりです。



▶表3 22年度有報レビューの概要

項目	対象会社	審査内容	22年度の対象項目
(1) 法令改正関係審査	全ての有報提出会社	毎年の法令改正事項	▶ 収益認識に関する会計基準 ▶ 時価の算定に関する会計基準*
(2) 重点テーマ審査	審査対象会社	特定の重点テーマに着目して審査対象会社を抽出し、個別の質問を送付	▶ 収益認識に関する会計基準
(3) 情報等活用審査	審査対象会社	適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して実施する審査	

\* 「時価の算定に関する会計基準」、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の改正、及び「金融商品に関する会計基準」の改正

## 2. 過去の有報レビューにおける指摘事項

過去の有報レビューの重点テーマ項目は<表4>のとおりです。

該事項の重要性が増加した場合など、重要な会計方針として記載すべき項目の見直しの要否を検討しているか。

▶表4 過去（直近3年間）の有報レビューにおける重点テーマ審査項目

対象年度	重点テーマ
19年度	① 関連当事者に関する開示 ② ストック・オプション等に関する会計処理及び開示 ③ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示
20年度	① セグメント情報（中止）* ② IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」
21年度	① 新型コロナウイルス感染症に関する開示 ② IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（主に指定国際会計基準の任意適用会社が対象）

\* 20年度の有報レビューでは、上記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示について、全ての有報提出会社を対象として審査が行われました。

21年度の有報レビュー結果を踏まえた留意事項及び改善の方向性として記載された内容のうち主なものは以下のとおりです。なお、(3) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の内容については、収益認識基準の適用の際にも参考になると考えられます。

### (3) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

- ▶ 個々の開示要求に対する形式的な対応にとどまらず、関連する開示が全体として開示目的を達成するための十分な情報となっているか。
- ▶ 特殊な履行義務ではない、業界慣行に従い処理している、非財務情報等において記載しているといった理由で、開示を省略していないか。
- ▶ 重要性がないとして要求された開示を省略する際にも、その省略によって開示目的の達成に必要な情報の理解が困難となっていないか検討したか。
- ▶ 主要な履行義務の内容及び充足時期につき、企業固有の内容で具体的に説明しているか。
- ▶ どの履行義務において、企業が代理人として行動しているか明確に説明しているか。
- ▶ 変動対価の算定について具体的に記載しているか。
- ▶ 収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのか描写する区分に適切に分解し、収益の分解情報とそれ以外（特に履行義務の内容）との関係性を明確にしているか。
- ▶ 分解した収益の開示と、各報告セグメントについて開示される収益情報との間の関係を理解できるように十分な情報を開示しているか。
- ▶ 収益認識に関する判断や見積りを伴う判断について、どの領域を指しているか特定できるように具体的に記載しているか。

#### (1) 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ▶ 項目の識別においては、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクが否かについて、影響の金額的大小及びその発生可能性に関する企業自身の適切な総合的判断が求められるが、開示すべき項目に漏れがないか。
- ▶ 投資家がリスクの内容を十分理解できるように具体的な内容（定量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ）が開示されているか。

#### (2) 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の改正

- ▶ 関連する会計基準等が存在しない取引や経済事象が出現した場合や、業界特有の会計処理方針等、該当する事項はあるものの、重要性が乏しいために省略していたが、経営環境やビジネスの変化等により当

#### お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人  
品質管理本部 会計監理部  
E-mail : jp.audit-m-kaikeikanriinbox.jp@jp.ey.com

## Beyond標準化・構造化 —非構造データの活用

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance 福地史朗 西村真木子

### ▶ Shiro Fukuchi

グローバルプロジェクトにて、言語や文化が異なるメンバーのプロジェクトリードとして組織改革を推進。プロジェクトマネージャーとして製造・消費財、通信インダストリーの業務改革支援を担当。近年はFinance領域において、デジタル技術を用いたDX Financeサービスの開発・提供に従事。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) ディレクター。



### ▶ Makiko Nishimura

会計・経理領域を中心として、業務標準化や業務改革プロジェクトの推進・支援、ERP導入プロジェクトの構想策定から本番稼働・運用までの導入・定着に従事。近年は、Finance領域におけるオペレーション改革をするためのデジタル技術活用サービスの開発、および提供に従事。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) シニアマネージャー。



## I はじめに

New Normalと呼ばれる経営環境下で、ファイナンス部門に求められる役割は大きく変化しており、その期待に応えるためには、業務プロセスの効率化・高度化に加え、データ蓄積・活用の観点からのデジタル技術の適用が必要です。

本シリーズ第3回目となる本稿では、ファイナンス部門がその役割を高度化するにあたって必須となる、データの蓄積と利活用という観点から、デジタル技術の適用について論述します。

## II ファイナンス部門におけるデータ活用の現状

「おむつを買った人はビールを買う傾向がある」という1990年代のマーケットバスケット分析以来、企業経営におけるデータ活用は論じる必要がないほどに、当たり前ものとなっています。各種メディアにおいても毎日のようにデータ活用に触れられ、データアナリティクスやデータモデリングといった用語も市民権を得ています。

一方で、ファイナンス部門におけるデータ活用は、多くの企業で実績データの収集、KPIモニタリング、予実差異分析など、過去情報の蓄積と活用にとどまっているのが実情です。また、従来型のデータ活用でさえ、欲しいデータをタイムリーに取得できない、データの粒度や意味合いが標準化されていないためデータ

クレンジングや配賦処理などの前処理に多大な工数を要するというのが現状ではないでしょうか。

その間にもビッグデータアナリティクスやAI技術の進展など、デジタル技術は進歩しています。また、データ自体も、仕訳データのような従来の構造化されたデータにとどまらず、音声や映像のような非構造データの重要性がますます高まっています。

そうした状況を踏まえた際、「データの蓄積」と「データの活用」の両面で、ファイナンス部門が果たすべき役割を大きく見直すべき時期が来ていると考えます。本誌22年3月号でファイナンス部門の役割を、Score Keeper、Custodian、Commentator、Business Partnerの2軸4象限で定義しました。次章以降ではこの分類に沿って、ファイナンス部門がデータに対してどのように向き合うべきかを詳述します（<図1>参照）。

## III 「データの蓄積」に関するDX

### 1. Score Keeper：データの源泉の担い手

Score Keeperはその名の通り、会計処理を行う・仕訳計上するというアクションを通じて、データそのものを生成する役割を担っています。したがって、いかに正確に、スピーディーに、かつ効率よくデータを生成するかという点が重要です。

一方で、生成したデータも経営判断に活用できなければその意味が半減します。Score Keeperをデータの源泉の担い手として捉えた際の処理プロセスの自動



▶ 図1 「データ」に着目した際のファイナンス部門の四つの機能や役割



化・効率化にとどまらず、データ利用者にとって利用価値の高いデータをどのような形で生成・蓄積すべきか、これまで以上に真剣に取り組む必要があります。

例えば、ERPシステムの導入プロジェクトにおけるこれまでのファイナンス部門の関与は、現状プロセスとERP標準プロセスのFit/Gap分析など、プロセス面に照準を合わせたタスクに終始していたケースが多いと思います。その結果、新システムが無事稼働し、日々の経理オペレーションや決算プロセスが進むようになりましたが、一方でERPに蓄積されたデータを経営判断にスムーズに活用できないという現象が生じています。

管理指標をどのような管理軸で評価・分析したいかという「管理要件」は、そのために保持すべきデータの粒度・属性・鮮度といった「データ要件」に直結します。したがって今日的なERP導入プロジェクトにおいては、経理処理プロセスの効率化にとどまらず、利用価値の高いデータを使いやすい形で生成するために、どのような業務処理プロセスであるべきかという観点の方がはるかに重要です。経理処理プロセスの標準化はその効率化のためではなく、データ標準化の実現手段であるというくらいの割り切りが必要になると考えます。

また、データの源泉はERPだけではありません。経営判断に活用するためのデータの価値・重要性・有用性を適切に判断し、企業内で発生するさまざまな活動の中で、どの活動を、どのような形で、アナログ情報からデジタルデータに変換すべきか、Score Keeperをデータの源泉の担い手として捉えた際、ただやみくもにデータを生成・集積するだけでなく上記の観点を包括的に検討し、そのための手段として業務プロセスを再構築する視点が求められます。

## 2. Custodian：データそのものの番人

Custodianは企業価値を守る番人として、不正リスクの検知や予防的統制、あるいは財務リスクの適時把握とヘッジのために、データを活用します。

さらにデータに着目した際、Custodianはデータそのものの番人、すなわちデータガバナンスの推進者としての役割も見逃すことができません。

経営管理要件を満たすためには、トランザクションデータの標準化・構造化要件のために、ファイナンス部門にとどまらない社内各部門のオペレーションの統一・徹底や業務プロセス標準化を推進する必要があります。また、取引先マスタ、勘定科目マスタといった、マスターデータをグループ内で統合・標準化するために、メンテナンス処理、申請プロセスを含めたガバナンスの徹底も必要です。こうしたグループ内の会社・部門横断的な役割の担い手として、ファイナンス部門のCustodianが進化する必要があります。

## 3. データ蓄積の手段の進化

前述のようにERPシステムは、標準化されたデータを構造的に蓄積するための手段として非常に有用です。

このERPシステムにも課題があります。一つ目は、巨額となりがちシステム投資を正当化できるかという点です。Finance DXで見込まれる定量効果、定性効果を包括的に把握した上で、客観的にROIを見極め、その是非を判断する必要があります。

二つ目は、過度な業務標準化を許容できるかという点です。

ERPが広がり始めた1990年代半ば、あたかも取引伝票と仕訳伝票が複写式になっているかのようなフロントモジュールからの自動仕訳生成は、非常に魅力的なものでした。それ以前は販売管理システムから売上伝票を出力し、それを元にシステム外で仕訳伝票を起票して、会計システムに再投入するような手作業が横行しており、それが非効率や間違いの温床になっていました。当時のERPシステムの登場は、この問題を一気に解決したと言えます。

しかし、こうした便利さとは裏腹に、ERPシステム内の取引伝票処理と会計仕訳伝票処理が密結合であることに起因する不都合もあります。ERPで定義された

## デジタル&イノベーション

取引伝票パターン×仕訳伝票パターンで対応できるよう、経理処理プロセスにとどまらず、フロント側の業務プロセスまでも定型パターンに収まるように標準化する必要が生じました。すなわち、経理をはじめとした後続プロセスの効率化やデータの標準化のために、営業などのフロント部門に対しても業務標準化を強いる結果になりました。

これはフロント部門の現場ユーザの不平不満の原因となるだけでなく、新規事業や新たな収益モデルが既存の取引パターンで対応できない場合、システムが迅速な新規事業・新収益モデル展開の足かせになる、という最悪のケースを招く懸念がありました。

こうした懸念を払しょくする一つの方法として、事業特性にマッチした各フロントシステム、仕訳生成システム、会計帳簿システムの三つにシステム構成を分け、その間を標準インターフェースでつなぐコンセプトが考えられます。この方法により、フロントシステム側の柔軟性・拡張性と、会計仕訳・データ側の標準化・統合化を両立することが可能です（<図2>参照）。

この疎結合なシステム構成の肝は、間をつなぐ仕訳生成システムですが、その拡張性や柔軟性、および設定の簡便さを備えたデジタル技術も実用化段階に入ってきており、ERPとの併用・代替も含め、今後の動向が注視されます。

### IV 「データの活用」に関するDX

#### 1. Commentator、Business Partner：非構造データの重要性の高まり

従来のファイナンス部門におけるデータ活用は、財務データをはじめとした構造化されたデータを元に考えられてきました。すなわち、Commentatorが実績データを収集し、予実分析を通じて差異原因を特定し、Business Partnerが事業現場の改善アクションを促す。あるいはCommentatorが将来予測やシナリオシミュレーションを駆使し、Business Partnerが最適な意思決定オプションの選択を数字の裏付けを持ってナビゲートする。そのような活用方法が主軸でした。

こうした構造データの利活用の重要性は今後も変わりませんし、今後5年程度はこれをいかにして効率的・効果的に行うかが、Finance DXのメインテーマの一つとなるでしょう。

一方で、取引データや会計データといった構造化されたデータは、企業を取り巻くデータの1割にも満たない、といわれています。SNSや監視カメラ、センサー情報など、企業の基幹システムの外にある音声

データや映像データなどの非構造データが、近年その存在感を増しています。5～10年後には非構造データを企業経営、事業運営にどのように役立てるのか、その巧拙が差別化や競争優位の源泉として重要になってきます。

#### 2. 構造データ活用のためのDX

前述の通り、Commentator、Business Partnerとして取り組むべき足元のDXは、構造データの活用的高度化です。

PDCAサイクルにおけるCheckの役割をより効率的・効果的に果たすために、データ収集や配賦処理等に時間を要せずに実績情報の把握と分析をタイムリーに行うことができるよう、前述のScore Keeper、Custodianの取り組みも含めてデジタル技術を活用することが最初の一步となります。

次に、過去から現在という時間軸の視点を現在から近い将来に移し、構造データから得られる変数と予測モデルを組み合わせた、着地見込みやシナリオシミュレーションにデジタル技術を活用することで、PDCAサイクルのチェック役からOODAループの推進役にその役割を進化させることが期待されます。

#### 3. 非構造データ活用のためのDX

非構造データに関連するデジタル技術は日進月歩です。AIを活用した認証技術やIoTの普及などにより、非構造データの認識・収集・検索といった観点でのデジタル技術は急速に進化し、すでに実用化段階に近づいています。

また、こうしたデータ活用に当たっては、本来パターン化することが困難である非構造データから、その変化を素早く捉えて解析することで、「パターンらしきもの」をいかに見つけ出すかが非常に重要となりますが、この観点でもAIの機械学習などのデジタル技術を適用する動きが進んでいます。

非構造データを含む大量のデータを回帰分析・解析することで近い将来の確からしい動向を先回りして提示する、ビッグデータアナリシスの技術も急速に進化しています。

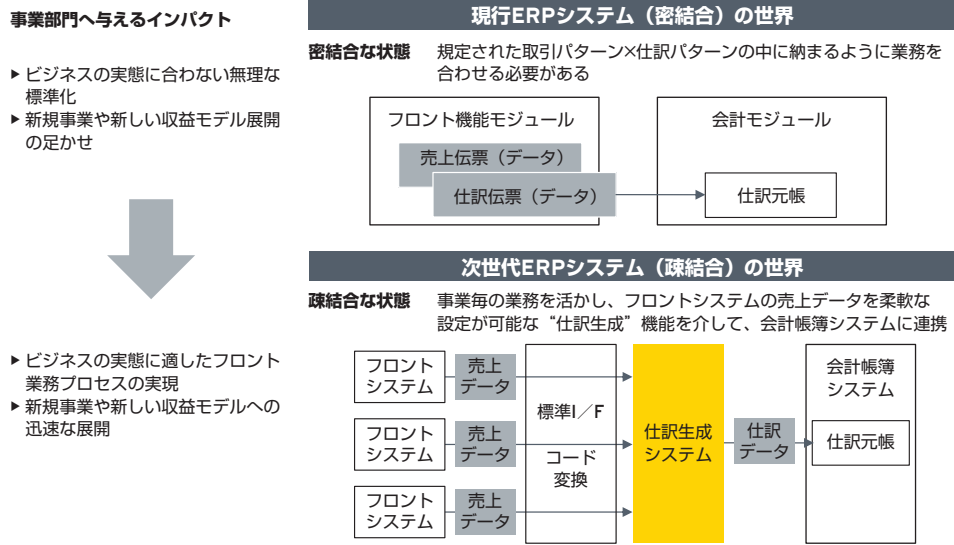
では、こうしたデジタル技術の進化を踏まえて、ファイナンス部門のCommentatorやBusiness Partnerが、非構造データをどのように活用すべきかという点はまだ試行錯誤の段階にあると言えます。

活用方法の一例としては、例えば仮説検証サイクルの大幅なリードタイム削減や、アプローチの変革が考えられます。

意思決定オプションの選択結果が財務数値などの構



▶ 図2 密結合と疎結合のシステムの違い



造データに反映されるより前に、例えば営業日報や、コールセンターにおける顧客とのやり取り、売り場における購買者の導線や、製品品質に対する顧客の口コミなど、予兆を示す情報が非構造データの中にすでに発現しています。こうした情報をタイムリーに認識し、その予兆がもたらすであろう結果を予測し、意思決定の検証や軌道修正を迅速に行うことで、従来のリードタイムを要するサイクル型の意思決定・検証アプローチから、イベント・ドリブン型の迅速かつ柔軟なアプローチに変革することが可能になるでしょう。

特にVUCAの時代と呼ばれる、不確実性が高く将来予測が困難な経営環境下においては、想定される全てのシナリオを検討し、意思決定された計画通りにビジネスを実行していくことはもはや非現実的であり、エグゼクティブ層から現場マネージャーに至るまでが、ビジネス状況をタイムリーに把握して、的確に判断し、柔軟に対応していくことが求められます。そのためには、非構造データから得られる洞察の活用が、ますます重要になると考えます。

## V おわりに

構造データ、非構造データにかかわらず、データを企業経営、事業運営のために使いこなすためには、一定のデータリテラシーが必要です。これはデータの蓄積・利活用に向けたシステムアーキテクチャーを実現するためのITスキルや、Pythonなどのプログラミング技術ではありません。

統計学的な観点から見たさまざまなデータの特性・

特徴は何か、それをビジネスに活用するに当たっての取り扱い上の留意点は何かといった視座を持って、データサイエンティストなどの専門家や自社内のIT部門とコミュニケーションを行うことが大切です。

また従来の各種団体などが公表する統計データではなく、SNSなどで流れる情報を速報値として活用するには、そこに含まれるノイズやフェイクを排除するために、データの目利き力が重要です。

こうしたリテラシーを持つことで、世の中にあふれるさまざまなデータが示す解釈を単純に見て (See) 振り回されるのではなく、ビジネス全体を俯瞰し、状況変化に柔軟に対応できるように仮説検証を繰り返すためには、どのようなデータを観て (Watch)、どのような示唆を引き出すべきなのか、そのような視座を持ってデータと向き合うことができるようになります。

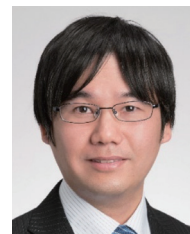
こうしたケイパビリティやマインドセットを一貫して持ち続けることが、これからのファイナンス部門には強く求められています。

本シリーズの次回 (第4回) は、本稿でも若干触れたデジタル技術を活用したPDCAサイクルの効率化・高度化や、OODAループの推進を中心とした、データドリブン経営について論述します。

### お問い合わせ先

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)  
E-mail : shiro.fukuchi@jp.ey.com  
E-mail : makiko.nishimura@jp.ey.com

## IFRSサステナビリティ開示基準に関する 2つの公開草案



サステナビリティ開示推進室／品質管理本部 IFRSデスク 公認会計士 竹下泰俊

### ▶ Yasutoshi Takeshita

2007年に当法人に入所後、主として医薬品、化学品等の製造業、サービス業などの会計監査に携わる。2017年よりIFRSデスクに所属し、製造業などのIFRS導入支援業務、IPO支援業務、研修業務、執筆活動などに従事。また、サステナビリティ開示推進室メンバーとして、主にIFRSサステナビリティ開示基準の開発に関する国際動向の情報発信を中心に活動している。

### I はじめに

2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）はIFRSサステナビリティ開示基準に関する2つの公開草案を公表しました。今後も、ISSBはサステナビリティ関連の基準を公表する予定で、今回最初に公表された2つは、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項（以下、全般的要求事項）」と「気候関連開示（以下、気候関連開示の要求事項）」の公開草案になります。本稿では、これら2つの公開草案の概要について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

### II 公開草案公表の背景

国際的に統一されたサステナビリティに関する基準開発が早急に求められる中、その任を担うことになったIFRS財団が、21年11月3日、COP26においてISSBの設立を公表するとともに、同財団の技術的準備ワーキング・グループ（TRWG）が、上記2つの要求事項にかかる基準原案（プロトタイプ）を公表しました。そして、ISSBの議長及び副議長の指示の下、プロトタイプを進化させた2つの公開草案が公表され、現在利害関係者からのコメントが募集されています。

なお、TRWGは基準を「全般的要求事項」「テーマ別要求事項」「産業別要求事項」の3つで構成することを提案していますが、気候関連開示の要求事項はこ

の「テーマ別要求事項」に該当します。同グループによると、テーマが資本市場に認知され、産業横断的な指標が実行可能であり利用可能等の要件を満たすことで、今後新たなテーマが設定されることが提案されています。

本稿では、「全般的要求事項」と緊急性が高いテーマとして基準化が急がれる「気候関連開示の要求事項」について、それぞれⅢ、Ⅳで解説します。

### III 全般的要求事項

#### 1. 目的

「全般的要求事項」の目的は、一般目的財務報告の利用者が企業に経済的資源を提供すべきか否かに関する意思決定を行う際に有用となる、サステナビリティ関連リスク及び機会に対する企業のエクスポージャーに関する全てのMaterial（重要性のある）情報の提供を企業に求めることです。ここでポイントとなっているのは、あくまで経済的意思決定に資する情報提供であり、企業価値評価のための情報開示にフォーカスしている点です。

#### 2. 重要性

前述の「重要性のある」情報とは、開示すべき情報として何が省略できるかという観点から述べられています。つまり利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される情報を省略したり、誤表示したり脱漏した場合には重要性があるとされています。ま

## Topics

た、重要性は情報が関連する項目の性質や規模（その両方）に基づき企業固有のものという側面があり、基準案では重要性の閾値<sup>いしき</sup>について明示されていません。

### 3. 4つのコアとなる要素

IFRSサステナビリティ開示基準が他の開示を認める又は要求する場合を除き、ガバナンス、戦略、リスク管理及び指標と目標について開示することが求められます。このアプローチは、IFRS財団が昨年公表した協議文書において求めた利害関係者からの意見を反映し、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が提言しているフレームワークに基づいたものです。これら4つの内容はIVの気候関連開示の要求事項で解説します。

### 4. 参照する基準

指標を含む重要なサステナビリティ関連リスク又は機会に関する開示を特定するためには、関連するIFRSサステナビリティ開示基準を参照します。特定のサステナビリティ関連事項に具体的に適用されるIFRSサステナビリティ開示基準が存在しない場合、経営者には目的適合性を有する開示を識別するために判断が求められます。この判断を行うに当たり、IFRSサステナビリティ開示基準の要求事項と矛盾しない範囲で、産業に基づく米国サステナビリティ会計基準審議会（SASB）の基準、ISSBの強制力は持たないガイダンス（水及び生物多様性関連の開示に関するCDSBフレームワークの適用ガイダンスなど）及びその他の基準設定主体の直近の基準等の文書に含まれる開示トピックに関連する指標を考慮することになります。

## IV 気候関連開示の要求事項

### 1. 目的

「気候関連開示の要求事項」の目的は、利用者が次のことを可能にするために、気候関連リスク及び機会についてのエクスポージャーに関する情報を企業に提供できるよう求めることです。

- ▶ 重要な気候関連リスク及び機会が企業価値に及ぼす影響を評価すること
- ▶ 企業の資源利用並びにそれに対応するインプット、活動、アウトプット及び成果が、重要な気

候関連のリスク及び機会を管理するための企業の対応及び戦略をどのようにサポートするかを理解すること

- ▶ 計画、ビジネス・モデル及び事業を重大な気候関連リスク及び機会に適応させる能力を評価すること

### 2. 4つのコアとなる要素

「気候関連開示の要求事項」では、気候関連財務情報開示に関するタスクフォース（TCFD）の提言に由来する以下で示す4つの柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）に沿った目的適合性を有する情報の開示を求めています（<図1>参照）。

#### ▶ ガバナンス

気候関連リスク及び機会をモニタリングして管理するために企業が用いるガバナンス・プロセス、統制及び手続。

公開草案では幾つかの開示義務事項が明示されていますが、例えば、気候関連リスク及び機会を監督する組織が、企業戦略、主要な取引の意思決定及びリスク管理方針を監督する際に気候関連リスク及び機会をどのように考慮しているかについて開示することが求められています。

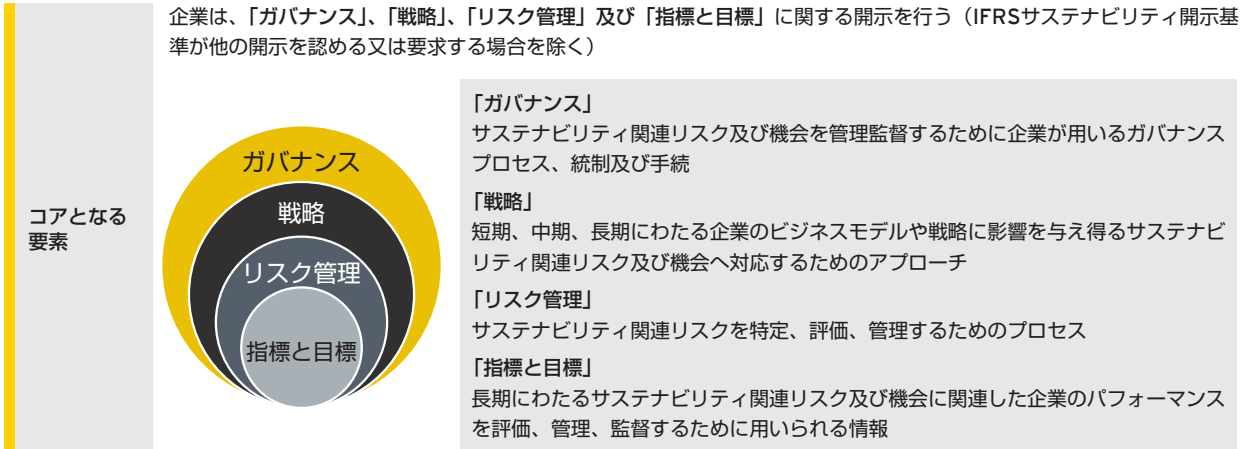
#### ▶ 戦略

以下を含む、短期、中期及び長期にわたって企業のビジネス・モデル及び戦略を改善する、阻害する又は変更する気候関連リスク及び機会

- ▶ 気候関連リスク及び機会に関する情報は、経営者の戦略及び意思決定に影響を及ぼしているか、またどのように影響を及ぼしているか
- ▶ 気候関連リスク及び機会がビジネス・モデルに現時点で及ぼしている影響及び今後及ぼすと見込まれる影響
- ▶ 短期、中期及び長期にわたって、企業のビジネス・モデル、戦略及びキャッシュ・フロー、資金へのアクセス及び資本コストに影響を及ぼすと合理的に見込まれる気候関連リスク及び機会の影響
- ▶ 気候関連リスクに対する企業戦略（ビジネス・モデルを含む）のレジリエンス



▶ 図1 気候関連開示の要求事項における4つのコアとなる要素



出典：IFRS財団「Exposure Draft—Snapshot」を筆者一部加工

#### ▶ リスク管理

気候関連リスクが企業によりどのように識別、評価、管理及び軽減されているか

公開草案では幾つかの開示義務事項が明示されていますが、例えば、リスク管理目的のために気候関連リスクを識別するためのプロセス（例えば、他の種類のリスクと比較して気候関連リスクをどのように優先順位付けしているか）について開示が求められています。

#### ▶ 指標及び目標値

気候関連リスク及び機会の業績及び成果に関する企業の取り組みを管理・モニタリングするために使用される指標及び目標値。

これには、業績目標の達成度合いを測定するために企業が用いる、定性的開示及び目標を裏付ける測定値が含まれます。企業は、産業横断的な及び産業固有の指標を開示することを求められます。さらに、企業は指標を選択及び開示するに当たり、それらの金額と付随する財務諸表で認識・開示される金額との関係を検討しなければなりません。

ISSB審議会メンバーの定足数に達する前に本公開草案を公表しました。これは、基準のプロトタイプに関するTRWGの準備作業の完成度が高く、高品質であったこと、及び特に気候変動に関しすでに確立したフレームワークと要求事項に基づく基準開発を早急に求める利害関係者からの要請が背景にありました。

ISSBは、22年下半期に利害関係者からのフィードバックを基に公開草案を再審議することを意図しており、これらの提案に基づき最終的に開発されるIFRSサステナビリティ開示基準を迅速に公表することを目指しています。

今後公開草案から基準最終化への流れのスピード感を考えると、サステナビリティ関連の国内及び海外の動向に注視するとともに、財務諸表開示との結合性も考慮した企業報告について検討することが大切になってきます。

#### お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人  
品質管理本部 IFRSデスク  
E-mail : ifrs@jp.ey.com

## V おわりに

ISSBの議長及び副議長は、IFRS財団の評議員会が改訂後の定款において定めたオプションを行使し、



## 『国際会計の実務 International GAAP 2022』刊行記念 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に 関する主なアップデート



品質管理本部 IFRSデスク 公認会計士 佐野敏行

### ▶ Toshiyuki Sano

当法人入所後、主としてテクノロジーセクターでの監査業務に従事。2021年よりIFRSデスクに所属し、IFRS導入支援業務、研修業務、執筆活動などに従事している。当法人 マネージャー。

『国際会計の実務 International GAAP』シリーズが3年ぶりにリニューアルされ、『国際会計の実務 International GAAP 2022（上巻・中巻・下巻）』と『国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』が刊行されました。そこで、全3回にわたって、2019年版からアップデートされている論点の一部を紹介します。

第2回となる本稿では、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」について取り上げています。

### I はじめに

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が適用されてから数年が経過し、その間に生じた実務上の論点が『国際会計の実務 International GAAP 2022』に多数追加されました。

本稿では、追加された実務上の論点の中から、次の内容について解説しています。

- ① 契約の属性  
長期基本契約
- ② 本人か代理人かの検討  
法的な権利が瞬間的にのみ存在し、物理的所有が見られない場合（消化仕入や直送取引など）
- ③ 独立販売価格の算定  
一定の幅を設けた見積り

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りします。

### II 契約の属性—長期基本契約

ビジネスにおいて、長期基本供給契約を通じて企業と顧客との間のビジネス関係の全体的な条件を定めることがあります。通常、企業と顧客が長期基本供給契約を結ぶと、その後の購入は、顧客が明確に長期基本供給契約に言及し、引き渡される製品やサービス及びその数量を特定する取消不能な注文書を発行することで行われます。

そのような場合、長期基本供給契約だけでは、IFRS第15号の収益認識モデルの適用対象である契約とみなされるために必要となる強制可能な権利及び義務が生じる可能性は低いと考えます。通常、長期基本供給契約は価格や支払条件を定めるものの、移転すべき具体的な製品やサービス及びその数量を定めることがない（最低購入数量に関する定めがない前提）からです。したがって、移転される財又はサービスに関する各当事者の権利及び義務が識別できないことから、長期基本供給契約とその後の顧客の注文を一体で捉えてはじめてIFRS第15号が適用される契約となる可能性が高いと考えます。そのため、長期基本供給契約とその後の顧客の注文の両方を評価して、IFRS第15号第9項の顧客との契約の要件が満たされるか、また満たされる場合にはいつの時点で充足されるかを判断する必要があります。



### Ⅲ 本人か代理人かの検討—法的な権利が瞬間的にのみ存在し、物理的所有が見られない場合（消化仕入や直送取引など）

IFRS第15号では、複数の当事者が顧客への財又はサービスの提供に関与している場合、顧客との約定の性質を評価し、企業がそれらの取引において本人又は代理人のいずれとして行動しているのかを判断することが求められます。企業が顧客に移転する前に約定した財又はサービスを支配している場合、本人となり収益は総額で計上します。一方、企業の役割が他の企業による財又はサービスの提供を手配することである場合、代理人となり代理業務に関する手数料を純額で収益計上します。＜図1＞は、本人か代理人かの評価を行う際のプロセスをまとめたものです。

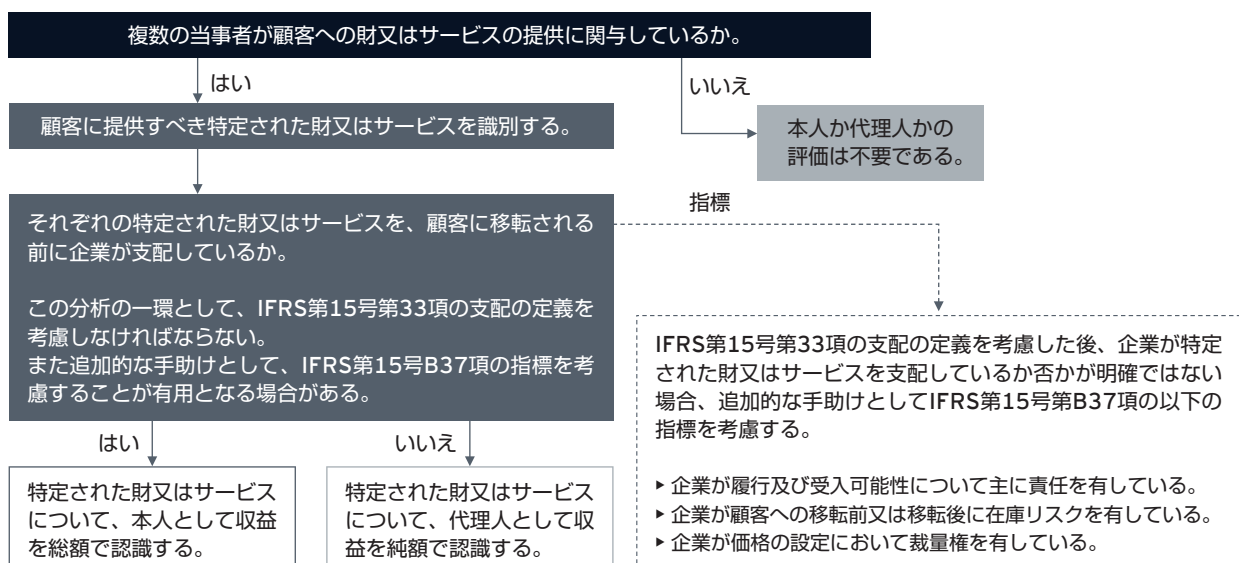
本稿では、実務上の論点の中から、法的な権利が瞬間的にのみ存在し、物理的所有が見られない場合の留意点について解説します。

企業は第三者販売業者と契約を締結し、その販売チャネルを利用して販売される財又はサービスを提供する場合があります。そのような契約では、消化仕入契約など、財が顧客に移転される前に瞬間的にしか財に対する法的な権利を獲得しない場合があります（例：販売業者が、製品が最終的に販売されるまでその保管、流通及び管理に責任を負う）。また、財を物

理的に保有しない、又は法的な権利も獲得しないこともあります（例：財が販売業者から顧客に直接出荷されるメーカー直送契約）。これらの状況でIFRS第15号の支配の原則及び本人を示す指標を検討する際に考慮すべき事項としては次の事項が挙げられ、これらの状況に至った背景及び理由も含めて評価することが有用であると考えます。

- ▶ 発注から納入の過程のどこかで、企業が財に対する所有権を獲得することはあるか。
- ▶ 販売業者は製品の検収に責任を負う当事者か（例：苦情や返品を取り扱う）。
- ▶ 販売業者と当該業者への返品に関して契約を締結しているか、あるいは顧客が返品した後に返品された財を販売業者に返品した実績があるか。
- ▶ 販売業者はその裁量で財の価格を設定できるか。
- ▶ 財が企業の店舗にある場合の紛失や損傷に販売業者が責任を負うのか。
- ▶ 販売業者は企業に納品された財を取り戻す契約上の権利を有しているか。有している場合には、販売業者は財の消費期限が終了した以外の状況で当該権利を行使したことがあるか。
- ▶ 企業は販売業者の許可を得ずに財を店舗間で移動する、又は店舗内でその位置を変えることができるか。

▶ 図1 本人か代理人かの評価



出典：『国際会計の実務 International GAAP 2022』（第一法規）より筆者加工

- ▶ 企業は、顧客の注文を販売業者に伝達する以外に顧客に対する責任を有するか。
- ▶ 顧客の発注後、企業は財を他の企業に仕向ける又は財が顧客に移転されるのを防ぐことができるか。

また、事業目的及び販売業者と企業間の契約条件の根拠を理解することは、最終顧客に移転される前に特定された財を支配しているか、そして最終顧客への販売に関し本人であるのかを判断する上で有用であると考えます。

このように、法的な権利を瞬間的にしか持たない、又は一度も物理的に所有することのない特定された財に関する取引において、本人又は代理人のいずれであるかを判断するには相当の判断を要し、事実と状況に基づいて慎重な検討が必要となります。

#### IV 独立販売価格の算定— 一定の幅を設けた見積り

IFRS第15号の取引価格の配分目的は、「顧客への約定した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額を描写する金額」に基づき、取引価格を各履行義務に配分することにあります。IFRS第15号は見積りの幅について何ら規定していませんが、財又はサービスの独立販売価格を見積もるのに一定幅を設けた方がより現実的である場合には、独立販売価格の見積りにおいて単一の推定値を設定する必要はないと考えます。

独立販売価格の見積りに関し合理的な範囲を定め、明記される契約上の価格がその範囲に収まる場合、取引価格の配分において、契約上の価格を独立販売価格として用いることが適切となる場合もあると考えます。

#### V おわりに

収益の認識は非常に多くの論点が存在します。IFRS第15号適用後の企業においても、新たな種類の販売取引、ビジネスの環境や取引先との関係などの変化が生じることにより、従来の会計処理の再検討が必要となる可能性がある点に留意が必要です。

#### お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人  
品質管理本部 IFRSデスク  
Email : ifrs@jp.ey.com

# 出版物のご案内

詳細は [www.ey.com](http://www.ey.com) (出版物) をご覧ください。  
ご希望の方は書店にてお求めいただくか、出版社へ直接お問い合わせください。

## IFRS国際会計の実務 International GAAP 2022 (上・中・下巻) IFRS国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022



- ▶ A5判 第一法規
- ▶ 価格 上：22,000円+税、中：22,000円+税、下：21,500円+税  
金融・保険：25,200円+税

本書は、EYの国際財務報告基準（IFRS）に関するナレッジを結集した国内最高レベルの本格的専門書の最新日本語版です。新基準を含めた幅広い項目を収録し、規定やその背景にある理論のみならず、実務上の論点やその対応、さらに、日本企業がIFRSを適用する際に生じる論点やそれらに対するEYの解釈を加えており、実践的な解説書となっています。わが国においてもIFRS適用がますます広がりを見せる中で、財務諸表作成者や職業会計人など、全ての方に必携の実務書です。



### <令和4年3月期決算法人対応>決算・税務申告対策の手引

- ▶ A5判/568ページ 税務研究会出版局 価格2,400円+税

令和4年3月期以降の年度決算を迎えるにあたって、会社計算規則、会計基準、実務指針、税法・通達などの内容を踏まえた適正な決算・申告を行わなければなりません。そのため、会計基準等、会社計算規則や税制改正の内容を十分に理解・整理した上での的確な対応が必要不可欠です。本書では、令和4年3月期決算に向けて万全の準備として、記載例や申告調整方法などについて詳しく解説しています。



### 業種別会計シリーズ 海運業 改訂版

- ▶ A5判/320ページ 第一法規 価格3,400円+税

この書籍は、平成22年10月に発刊された「業種別会計シリーズ 海運業」の改訂版となります。初版は海運業の会計や内部統制、会計監査、IFRSでの取り扱いなどについて記述したわが国におけるほぼ唯一の書籍として、海運業の経理に携わっておられる方々、海運業監査に携わっている公認会計士、金融機関の方々などに好感を持って迎えられました。初版の刊行から10年以上が経過し、その間の経営環境の変化や新収益認識基準などの会計基準の新設や改正、KAMの導入などの監査手法の変化といった最新の内容を網羅し、海運業会計に関する書籍の決定版として刊行しました。



### 「固定資産の税務・会計」完全解説 (第7版)

- ▶ A5判/648ページ 税務研究会出版局 価格3,500円+税

本書は、固定資産の取得（またはリース）から、その後の減価償却、資本的支出と修繕費の処理、除却・譲渡に至るまでの段階ごとに、税務・会計の取扱いをまとめており、基本的事項から実務レベルの必要事項や、留意事項までを詳細に解説しています。第7版では、近年、自然災害が多く発生し、災害に対する実務対応が求められることが多くなっていることから、「第7章 災害があったときの処理」を新設しました。また、会計処理と税務の関係が複雑で難解である特別償却および圧縮記帳について、税効果会計を適用しなかった場合と税効果会計を適用した場合に分けて、新たに設例を設けて解説しています。さらに、「第6章 設備投資減税の実務と活用」を税制改正に対応して大幅に改訂しています。

## グローバル税務の創造的破壊

### 前編 グローバルミニマム課税



EY税理士法人 International Tax and Transaction Services 大堀秀樹

#### ▶ Hideki Ohori

EY税理士法人にて、日本企業のグローバル税務ポジションに関する分析を提供し、サステナビリティの観点からの税情報の開示についてもアドバイスを実施している。

### I はじめに

経済開発協力機構（OECD）は、経済のデジタル化に伴う課税上の課題（以下、BEPS2.0プロジェクト）について、2020年10月12日にブループリント等の多くの文書を公表しました。

そして21年7月1日に声明（以下、7月声明）を公表し、続けて21年10月8日にさらなる声明（以下、10月声明）を公表しました。10月声明では、7月声明において発表された大枠合意に加えて、重要なパラメーターや具体的なスケジュールを示しています。そして、各国における法制化を要する第2の柱のGlobal Anti-Base Erosion（以下、GloBE）ルールについて、モデルルール（以下、GloBEモデルルール）が21年12月に発行されました。

本稿では、GloBEモデルルールに示されたグローバルミニマム課税の概要と日本企業への影響について解説します。

### II GloBEルールによる創造的破壊

GloBEルールは、企業グループの国別の所得と税額から実効税率を計算し、グローバルに15%のミニマム税を課す仕組みとなっています。

従来の国際課税の枠組みでは、税は国家の財源であり、税制は国家主権の一部とされ、特に直接税の課税範囲は各国独自に定め、租税条約により二重課税を解決するとされてきました。また、国別報告書（以下、CbCR）において、国別の主要な税金関連指標を報告

していましたが、税務調査においてCbCRのみをもって更正を受けることはないとされています。

GloBEは、企業グループ全体を一つのグローバルな課税ベースと捉え、連結決算データを基に課税額を計算し、企業グループ内で国を超えて税額の支払を分担する、従来の国際課税の枠組みでは捉えられない、100年に一度のグローバルな税制改革と言われるのにふさわしい構成になっています。

### III GloBEモデルルールの概要

GloBEモデルルールは、10章から構成され、第1章から第5章において基本的な課税の仕組みとして、第1章においてGloBEルールの対象となる企業を特定し、第3章から第5章において追加課税額を計算し、第2章において追加課税額を支払う事業体と支払うべき金額の特定について定めています。

追加課税額を算定するために、まず財務会計上の純利益に一定の調整を加えて、GloBE所得を算定します。

GloBE所得＝財務会計上の純利益（損失）

±連結決算の会計基準との永久差異の調整

±対象税金や永久差異項目等の調整

±減損会計等納税者の選択による調整

次に財務会計上の税金費用に一定の調整を加えて、調整後対象税金を算定します。

調整後対象税金＝財務会計上の税金費用

±対象税金に対する加算・減算調整

±合計繰延税金調整額

±資本直入等に計上される対象税金の調整

▶ 図1 追加課税額算定フロー



一般的に、財務会計上の税金費用と税務申告上の税額には永久差異と一時差異があるとされていますが、永久差異については、GloBE所得の算定過程において、一時差異は対象税額の算定過程において繰延税金資産・負債アプローチによって調整されます。合計繰延税金調整額については、財務会計上の繰延税金費用を基に、5年以内に解消されない一定の繰延税金負債に関する補正もしくは除外選択（一定の長期性繰延税金負債については補正の対象外）や適用税率を15%に修正すること等、複雑な調整計算が求められています。

GloBE所得と調整後対象税額を国・地域別に集計し、国・地域別の実効税率を計算することにより、追加課税額を算定します（<図1>参照）。

GloBEモデルルールでは、各国・地域がGloBEルールと同様の課税範囲と計算方法により-domestic追加課税を課することが認められました。-domestic追加課税が課された国・地域では、GloBEルールの追加課税は課されないこととなります。

このように計算された企業グループに対する追加課税の総額は、所得合算（IIR）ルールと補完的な軽減税支払（UTPR）ルールにより、グループ内の事業体によって支払が負担されます。

最終親会社は会計期間の終了後15カ月（初年度は18カ月）以内にGloBE情報申告を提出しなければなりません。

#### IV GloBEルールの連結決算への影響

日本の法人税をはじめとして法人所得に関する税金は、財務会計上の税金費用計上前の利益から申告調整を通じて税額を計算するのが一般的です。GloBEルールでは、財務会計上の当期税金費用と繰延税金費用を考慮することから、一般的な法人所得税とは異質の税制とも考えられます。

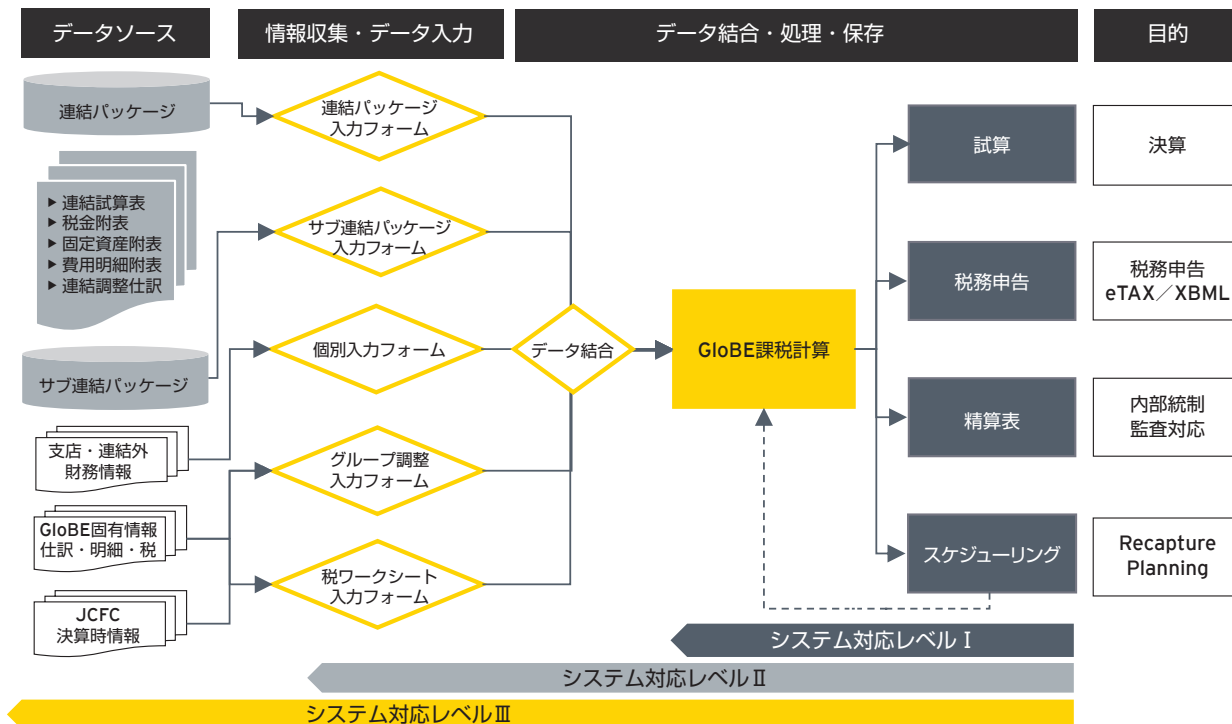
従来、税金引当や税効果会計は、純粋に会計基準の要請から合理的に見積り計上することが求められて来ましたが、GloBEルールの導入後は、財務会計上のみならずGloBEルールの観点からも精緻な情報収集と計上が必要とされることとなります。

また、GloBEルールによる追加課税が見込まれる場合、当期税金費用と繰延税金費用を計上後に、追加課税額を合理的に見積り計上することになることから、連結決算プロセスが長期化することも考慮しなければなりません。

#### V GloBEルールに対応したプロセスとシステム

EYのグローバルネットワークによる調査によると、欧米の統合的な連結会計システムを有している企業グループはGloBEルールの課税計算と情報申告に必要な

▶ 図2 GloBEルールに関するシステム対応のイメージ



データ約120項目の内、既に50~90%を把握しているとされています。中でも、税情報についても統合的なプラットフォームを導入している企業グループが最もデータを把握しているとされています。日本の企業グループにおいては、サブ連結構造のため個社単位の情報が把握できていない、税金関連の附表において詳細情報を収集していない等の課題があると想定されるため、GloBEルールの課税計算と情報申告に必要なデータの捕捉率が欧米企業と比較して低いと推定されています。

このような状況下において、日本企業がGloBEのための情報収集と申告計算に対応するためには、現状のデータベースの状況と資本構成の複雑さ及び事業体数に応じて、<図2>に示す通り、3通りの対応方法が考えられます。

を決め、会計とプロセス、そして必要に応じてシステム対応を図る必要があります。

### お問い合わせ先

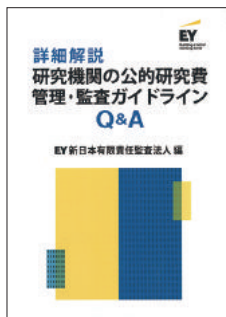
EY税理士法人  
International Corporate Tax Advisory  
E-mail : hideki.ohori@jp.ey.com

## VI おわりに

初年度のGloBE情報申告は、会計期間の終了後18カ月とされ、相応の準備期間が設けられています。一方、初年度に対応するためには、事前にグランドデザイン

# 出版物のご案内

詳細は [www.ey.com](http://www.ey.com) (出版物) をご覧ください。  
ご希望の方は書店にてお求めいただくか、出版社へ直接お問い合わせください。



## 詳細解説 研究機関の公的研究費 管理・監査ガイドラインQ&A

▶ B5判/254ページ 霞出版社 価格3,200円+税

これまで幾度となく、科学研究費補助金を中心とする公的研究費不正が新聞紙上を賑わせ、その都度公的研究費に関する指導等が行われてきましたが、数年もすると新たな不正が報告され、残念なことに不正と指導が繰り返される結果となっています。これを受けて、今回のガイドラインの改正は、研究者の倫理観と所属する研究機関の管理体制（ガバナンス）にフォーカスし、要求事項をより具体化しているところに特徴があります。本書は、研究機関において実際の管理担当実務者の判断の拠り所になることを目的に作成したものです。



## Q&A公益法人会計の実務ガイダンス

▶ A5判/324ページ 中央経済社 価格3,600円+税

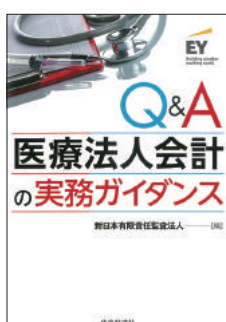
本書では、公益法人会計基準の具体的な会計処理から主要な業務プロセスに係る内部統制の留意点、税務、合併・清算まで分かりやすく解説しています。ガバナンスや決算に関する実務対応チェックリストも付いており、公益法人会計に関わる皆さまにぜひお手に取っていただきたい一冊となっています。



## Q&A社会福祉法人会計の実務ガイダンス

▶ A5判/388ページ 中央経済社 価格4,200円+税

社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準と関係通知に基づいて会計処理を行い、計算書類や附属明細書、財産目録を作成する必要がありますが、社会福祉法人の事業の特性から、この関係通知は非常に多く、内容も複雑です。本書では、この社会福祉法人の会計処理について仕訳により分かりやすく解説するとともに、内部統制上の留意点や税務、合併・組織再編、社会福祉協議会の会計についても言及しています。



## Q&A医療法人会計の実務ガイダンス

▶ A5判/384ページ 中央経済社 価格4,000円+税

本書では、医療法の改正に関する会計諸制度上の対応を中心に、医療法人における内部管理の在り方や医療法人が多く有する介護施設の会計・内部管理について一歩踏み込んで手厚く解説しています。また、全編Q&A方式とするとともに、巻末には医療法改正に関する論点を網羅したチェックリストを掲載しています。初めて医療法人の会計に関わる方から、すでに実務を経験されている方まで幅広くご活用いただける一冊となっています。

## グループ通算制度における繰越欠損金の実務 ～税効果会計の処理を含む～



公認会計士 太田達也

### ▶ Tatsuya Ota

当法人のフェローとして、法律・会計・税務などの幅広い分野で助言・指導を行っている。また、豊富な知識・経験および情報力を生かし、各種実務セミナー講師、講演等において活躍している。著書は多数あるが、代表的なものとして『会社法決算書作成ハンドブック』（商事法務）、『「純資産の部」完全解説』『「解散・清算の実務」完全解説』『「固定資産の税務・会計」完全解説』（以上、税務研究会出版局）、『例解 金融商品の会計・税務』（清文社）、『減損会計実務のすべて』（税務経理協会）などがある。

## I はじめに

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、グループ通算制度の適用が開始されます。グループ通算制度においても、連結納税制度と同様にグループ内の繰越欠損金を通算グループ内で繰越控除しますが、連結納税制度と取扱いが異なっている部分もあります。

本稿では、グループ通算制度における繰越欠損金の実務に焦点をあてて解説します。あわせて、税効果会計の処理についても、取り上げます。

なお、本稿の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをお断りしておきます。

## II グループ通算制度における繰越欠損金の控除

### 1. グループ通算制度における繰越欠損金の控除限度額の取扱い

グループ通算制度は個別申告方式であるため、繰越欠損金についても、グループ全体の繰越欠損金という概念はなく、通算グループ内の個々の法人の繰越欠損金という考え方になります。ただし、連結納税制度と同様に、グループ全体で控除限度額（損金算入限度額）が計算されます。具体的には、通算グループ内の各法人の繰越控除前の所得の金額の50%相当額の合計額

が控除限度額となります。所得の金額の50%というキャップは、個々の通算法人ごとに設定されるわけではなく、グループ全体での設定となる点に留意する必要があります。

ただし、中小法人等、更生法人等および新設法人については、通算グループ内の各法人の繰越控除前の所得の金額の100%相当額の合計額を限度として控除できます。中小法人等および新設法人の判定については、通算グループ内のいずれかの法人が（1社でも）中小法人等または新設法人に該当しない場合には、その通算グループ内の全ての法人が中小法人等または新設法人に該当しないこととされます（法法66条6項）。したがって、中小法人等、新設法人に該当するケースは相当限定されるため、以下の解説では各法人の繰越控除前の所得の金額の50%相当額の合計額が控除限度額となる前提で説明します。なお、更生法人等の判定については、個々の通算法人ごとに判定します。

### 2. 特定欠損金額と非特定欠損金額

連結納税制度と同様に、特定欠損金額と非特定欠損金額に分けられます（法法64条の7第1項、2項）。特定欠損金額は、その法人の所得を限度としてしか控除できない欠損金額です\*。通算子法人の開始・加入前の欠損金額は、当該子法人の所得の金額を限度に繰越控除可能であるため、特定欠損金額です。また、通算

\* 特定欠損金額は、損益通算後の自己の所得を限度としてしか使えないという制約がかかる点に留意する必要があります。欠損金控除前所得金額は、損益通算のための益金算入・損金算入をした後の数字になるので、黒字法人の所得はその分減る。連結納税制度に比べて、グループ通算制度の場合は、特定欠損金額の控除額が少なくなる可能性がある。



親法人の開始前の繰越欠損金額は、連結納税制度とは異なり、通算親法人の所得の金額を限度にしか控除できないとされ、これも特定欠損金額になります。

グループ通算制度に移行する前に、連結納税制度を適用した法人の場合、連結納税制度では親法人の繰越欠損金はグループ全体で使用できる欠損金（非特定連結欠損金額）として取り扱われ、そのままグループ通算制度に移行すると、グループ通算制度の下でも非特定欠損金額として取り扱われます（令和2年改正法附則28条3項）。非特定欠損金額は、①連結納税制度からの引継ぎによるものと②グループ通算制度適用後に通算グループ内で生じた繰越欠損金額から成ります。

なお、同一事業年度において生じた欠損金額のうち特定欠損金額と非特定欠損金額があるときは、まず特定欠損金額から控除に充てる優先順位となります。

### 3. 繰越欠損金の通算

欠損金額の控除限度額を通算グループ全体で計算するといっても、個別申告方式であるため、連結納税制度の控除額の計算方法とは内容が異なります。

繰越控除により損金算入する法人は、損益通算後の所得法人（黒字法人）に限られるため、繰越欠損金を有する法人とその繰越欠損金を損金算入する法人が同一とは限りません。繰越欠損金を有する法人が、その繰越欠損金を、他の黒字の通算法人に付け替えるケースが生じ得ます。これを繰越欠損金の授受といいます。ただし、この取扱いが適用されるのは、非特定欠損金額のみです。特定欠損金額は、自己の所得を限度としてしか使えません。

次のケースの場合、繰越欠損金を有するのはB法人ですが、繰越欠損金の控除を適用するのはA法人ということになります。

	A法人	B法人
繰越欠損金 (非特定欠損金額)	0	60
所得金額（欠損金控除前）	80	0
繰越欠損金の控除額	△40	0
所得金額（欠損金控除後）	40	0

(注) 中小法人等の特例はなく、繰越控除前の所得金額の50%相当額を限度に控除したもとしている。

### 4. 繰越欠損金の通算に係る遮断措置

グループ通算制度の場合、税務調査等で通算法人の所得金額または過年度の欠損金額が事後的に増減した場合であっても、原則として、通算グループ内の他の法人には影響させません。この場合、一定の調整を行った上で、当該法人のみで欠損金の繰越控除額の再計算を行う仕組みとなっています（法64条の5第5項、6項、64条の7第4項から7項）。

ただし、欠損金額の繰越制限を潜脱するため、または、離脱法人に欠損金額を帰属させるため、あえて誤った当初申告を行うなど法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるときは、税務署長の職権更

正により、グループ内の繰越欠損金の通算額を再計算できるとされています（法64条の7第8項）。

## 5. 繰越欠損金の控除の実務

### (1) 繰越欠損金の控除の手順

繰越欠損金の控除は、次の手順により行います。

#### ▶ 手順1

まず特定欠損金額を全体所得の50%の範囲内で、かつ、自己の欠損金控除前の所得金額（100%）の範囲で控除します。

#### ▶ 手順2

残った特定欠損金額を翌期へ繰り越します。

#### ▶ 手順3

非特定欠損金額について、全通算法人分を合計し、損金算入限度額の残額の比率で（黒字の）各通算法人に配賦します。損金算入限度額の残額については、後で説明します。

#### ▶ 手順4

配賦後の欠損金額を全体所得の50%相当額の範囲内で繰越控除します。特定欠損金額の控除と非特定欠損金額の控除を合わせて全体所得の50%相当額の範囲内で繰越控除しますので、非特定欠損金額の控除限度額は、全体所得の50%相当額からその事業年度の特定欠損金額の控除額を控除した残額になります。

#### ▶ 手順5

残った非特定欠損金額を翌期へ繰り越します。

### (2) 特定欠損金額および非特定欠損金額の損金算入限度額

それぞれ次の算式で計算されます（法64条の7第1項2号から4号）。

#### ① 特定欠損金額の損金算入限度額

$$\begin{aligned} & \text{特定欠損金額の損金算入限度額} \\ & = \text{その通算法人の特定欠損金額（欠損控除前所得を限度）} \\ & \times \frac{\text{各通算法人の損金算入限度額(注)の合計額}}{\text{各通算法人の特定欠損金額（欠損控除前所得を限度）の合計額}} \end{aligned}$$

(注) 損金算入限度額とは、その通算法人の所得の50%相当額をいう。

算式の分数が1を超える場合は、分数は1とされます。各通算法人の特定欠損金額のうち欠損控除前所得に達するまでの金額の合計額が、全体所得の50%相当額に満たない場合は、分数が1になりますので、個社の特定欠損金額は欠損控除前所得まで控除できることになります。分数が1に満たない場合は、全体所得の50%相当額を各通算法人の特定欠損金額の比率で配賦した金額が、特定欠損金額の損金算入限度額になります。

#### ② 非特定欠損金額の損金算入限度額

通算グループ全体の非特定欠損金額の合計額を各通算法人の損金算入限度額の残額の比率で配分された金額が、非特定欠損金配賦額であり、次の算式で計算します。損金算入限度額の残額とは、各通算法人の損金算入限度額から特定欠損金額の損金算入額を控除した金額です。

$$\begin{aligned} & \text{非特定欠損金配賦額} \\ & = \text{各通算法人の非特定欠損金額の合計額} \\ & \times \frac{\text{その通算法人の損金算入限度額の残額}}{\text{各通算法人の損金算入限度額の残額の合計額}} \end{aligned}$$

また、非特定欠損金額の損金算入限度額は、次の算式で計算します。

$$\begin{aligned} & \text{非特定欠損金額の損金算入限度額} \\ & = \text{その通算法人の非特定欠損金額（配賦後）} \\ & \times \frac{\text{各通算法人の損金算入限度額の残金の合計額}^{(注)}}{\text{各通算法人の非特定欠損金額（配賦後）の合計額}} \end{aligned}$$

(注) 各通算法人の損金算入限度額の残金の合計額とは、各通算法人の損金算入限度額の合計額から特定欠損金額の控除額を控除した金額。

算式の分数が1を超える場合は、分数は1とされます。通算グループ全体の損金算入限度額の残額の合計額を、各通算法人のそれぞれの非特定欠損金額（配賦後）の比率で配賦した金額が、各通算法人の非特定欠損金額の損金算入限度額になります。

(3) 設例

以下、＜設例1＞により、解説します。

Ⅲ グループ通算制度における繰越欠損金に係る税効果会計の取扱い

企業会計基準委員会から、令和3年8月12日付で実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下、実務対応報告第42号）が公表されました。これにより、令和4年4月1日以後に開始する事業年度に連結納税制度からグループ通算制度へ移行することに対応して、グループ通算制度を適用する場合における法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示の取扱いが明らかにされました。

実務対応報告第42号は、令和4年4月1日以後に開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されます。ただし、税効果会計に関する会計処理および

▶ 設例1 グループ通算制度における繰越欠損金の控除

＜前提条件＞

- ▶ 通算グループは、P社、S1社およびS2社の3社からなります。
- ▶ P社、S1社およびS2社の特定欠損金額および非特定欠損金額は、次のとおりです。

	P社	S1社	S2社	合計
特定欠損金額	80	150	40	270
非特定欠損金額	0	150	50	200

＜解答＞

1. 特定欠損金の控除

	P社	S1社	S2社	合計	補足
損益通算後所得	500	200	0	700	
欠損金の控除限度額の残額	(250)	(100)	(0)	350	グループ全体で限度額を計算
特定欠損金額	80	150	40	270	
特定欠損金額の控除 (特定欠損金額残高)	△80 (0)	△150 (0)	0 (40)	△230	限度額合計350>特定欠損金額合計270であるため、P社、S1社について全額控除
特定欠損金額控除後所得	420	50	0	470	

P社およびS1社の特定欠損金額は使い切り、S2社の特定欠損金額40は、翌期以降に繰り越します。

2. 非特定欠損金額の控除

	P社	S1社	S2社	合計	補足
特定欠損金額控除後所得	420	50	0	470	
欠損金の控除限度額の残額（全体）				120	欠損金の控除限度額350－特定欠損金額の控除額230
欠損金の控除限度額の残額（各社）	170	0	0	170	P社 250－80 S1社 100－150（残額なし）
非特定欠損金額	0	150	50	200	
非特定欠損金額配賦額	200	0	0	200	非特定欠損金額合計200を各社の損金算入限度額の残額の比で配賦 P社170／170 S1社0／170 S2社0／170
受領額 授与額	200	150	50		
非特定欠損金額の控除額	△120				控除率＝控除限度額残額合計120／非特定欠損金額合計200＝60% 非特定欠損金額（配賦後）×60%＝120
受領額 授与額	120	90	30		
非特定欠損金額控除後所得	300	50	0	350	
非特定欠損金額残高	0	60	20	80	

開示については、令和4年3月31日以後に終了する連結会計年度および事業年度の期末の連結財務諸表および個別財務諸表から適用することができるかとされています。

本稿ではグループ通算制度に係る税効果会計に絞って解説します。実務対応報告第42号に示された設例を一部加工した<設例2>に基づいて、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断に係る具体例を示します。

なお、非特定欠損金額については、税務上、全通算法人分を合計し、損金算入限度額の残額（各通算法人

の損金算入限度額から特定欠損金額の損金算入額を控除した金額）の比率で（黒字の）各通算法人に配分しますが、上記の表は回収可能見込額をとらえるためのものであるため、「翌期繰越欠損金額の算定手続における損金算入額」では実際に控除を行う会社に対応させて記載していません（実際は、190は全額P社の所得から控除されます）。

(注) 文中、法令条文等は、以下の通り略して表記しています。  
 法法：法人税法

## ▶設例2 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性

### <前提条件>

- (1) X1年末の税務上の繰越欠損金の額は、P社0、S1社700、S2社0とします。
- (2) X2年（当期）より、親会社P社と100%子会社S1社、S2社の3社を通算グループとするグループ通算制度を適用することとなりました。X1年末のS1社の税務上の繰越欠損金700は、通算グループに持ち込まれる繰越欠損金であるため、特定欠損金額に該当します。
- (3) 当該通算グループには、中小法人等の特例は適用されないものとし、繰越欠損金の控除限度額は、通算グループ全体の課税所得の見積額の合計額（税務上の繰越欠損金控除前）の50%相当額とします。
- (4) X2年の課税所得（税務上の繰越欠損金控除前）は、P社△110、S1社0、S2社△80とし、P社およびS2社の課税所得のマイナスについては、各通算会社の税務上の繰越欠損金としてX3年に繰り越しています。グループ通算制度適用以後に生じた繰越欠損金であるため、非特定欠損金額に該当します。
- (5) X3年の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）（通算前所得に損益通算を考慮した課税所得の見積額となります。以下同じ。）は、P社600、S1社180、S2社0とします。
- (6) X4年以降の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）は、0とします。

### <回収可能性の判断の手順>

- (1) 特定欠損金額と非特定欠損金額ごとに、その繰越期間にわたって、将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づき、回収可能性の判断を行います。まず、最も古い年度に発生したX1年末の税務上の繰越欠損金について、X3年の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）と相殺できるかどうかの検討を行います。X1年末の税務上の繰越欠損金はS1社の特定欠損金額だけであるため、S1社の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）180と通算グループ全体の課税所得の見積額の合計額（税務上の繰越欠損金控除前）の50%相当額である390（780×1/2）のうちいずれか少ない額である180と相殺します。
- (2) (1)で相殺し切れなかったX1年末の税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性について、X4年以降のS1社の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）は0であるため、回収可能性はないと判断されます。
- (3) 続いてX2年の税務上の繰越欠損金について、X3年の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）と相殺できるか検討を行います。X2年の税務上の繰越欠損金はP社およびS2社の非特定欠損金額であり、通算グループ全体の課税所得の見積額の合計額（税務上の繰越欠損金控除前）の50%相当額390から(1)で相殺された金額180を控除した金額である210と相殺します。

表に示すと次のようになります。

発生および解消見込年度		将来減算一時差異				
		P社	S1社	S2社	合計	
特定欠損金額	X1年末	0	700	0	700	
非特定欠損金額	X2年	110	0	80	190	
回収可能額の見積り	X3年	課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）	600	180	0	780
		特定欠損金額の控除見積額*1	0	△180	0	△180
		特定欠損金額控除後の課税所得の見積額（非特定欠損金額控除前）*2	600	0	0	600
		翌期繰越欠損金額の算定手続における損金算入額*2	△110	0	△80	△190
		回収可能見込額	110	180	80	370

\*1 特定欠損金額に該当する部分に係る繰延税金資産の回収可能性は、税務上認められる繰戻・繰越期間内における当該通算会社の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）と通算グループ全体の課税所得の見積額の合計（税務上の繰越欠損金控除前）の50%相当額のうちいずれか少ない額を限度に、当該各事業年度における特定欠損金額の繰越控除額を見積もることにより判断する。

X3年の通算グループ全体の課税所得の見積額の合計（税務上の繰越欠損金控除前）の50%相当額は390だが、S1社の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）180がこれを下回ることから、S1社の特定欠損金額の繰越控除が可能な額はS1社の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）180となる。

\*2 X2年の非特定欠損金額の合計額190については、X3年の通算グループ全体の課税所得の見積額の合計（税務上の繰越欠損金控除前）の50%相当額である390からX1年末のS1社の特定欠損金額と相殺した180を控除した210により、全額回収が見込まれることになる。

# 米国における物価水準の動向と シェアードサービスセンターの利用可能性の 高まりについて



ニューヨーク駐在員 公認会計士 廣瀬剛史

## ▶ Takeshi Hirose

当法人に入所後、主に日系大手金融機関への会計監査（日本基準、米国基準）業務やIFRS導入支援に関するアドバイザリー業務等に従事。2021年9月よりEYニューヨーク事務所に駐在し、日系金融機関への監査業務やアドバイザリー業務に従事。当法人 シニアマネージャー。  
 <お問い合わせ先>EYニューヨーク事務所 ジャパン・ビジネス・サービス E-mail: takeshi.hirose1@ey.com

## I はじめに

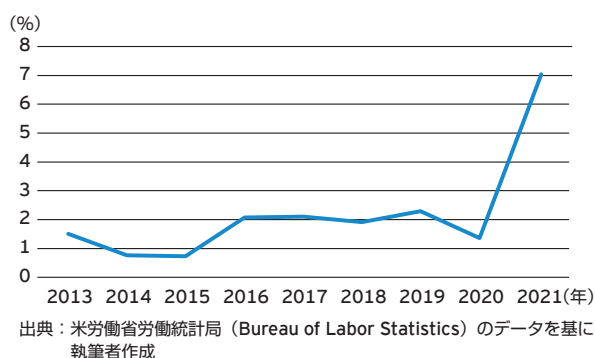
欧州諸国と同様に米国においても新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）に関する政府の規制が徐々に緩和される傾向にある中、コロナの影響によって大きく落ち込んだ経済活動からの急速な回復が進んでおり、米国における企業を取り巻く環境もアフターコロナに向けて大きく変化しています。本稿では、米国における最近の物価水準動向と、近年改めて注目をされているシェアードサービスについて解説します。

## II 米国における最近の物価水準の動向

米国は年末年始のコロナ変異株急拡大による影響から落ち着きを取り戻しており、私の駐在しているニューヨーク市でも2022年3月7日より屋内でのマスク着用義務やレストラン等におけるワクチン接種証明書の提示を取りやめ、アフターコロナに向けた新たな経済活動の再開への動きが加速しています。またコロナ禍の厳しい経営環境下にて事業の効率化等を進めたことで企業業績も回復傾向にあり、日本よりも労働市場が活発な米国においてはこれらに連動するように雇用需要も急速に増加しています。この結果、米国における平均賃金は急速に上昇しており、米労務省の雇用統計によれば、米国全体の21年末における過去1年の平均賃金上昇率は4.5%、22年1月の月次統計によれば前年同月比で5.7%の上昇率となっています。

コロナによる世界的なサプライチェーンの停滞や需要の急回復等に伴うインフレーションは21年夏頃から始まっていましたが、これらに加え前述した人件費の増加、地政学的リスクの高まりに伴う原油価格の上昇やサプライチェーンへの影響等が、さらにインフレーションを加速させており、22年2月の消費者物価指数（CPI）は前年同月比7.9%の上昇と、約40年ぶりの高い水準で推移しています（<図1>参照）。

▶ 図1 米国消費者物価指数（CPI）上昇率の推移



## III シェアードサービスセンターの利用可能性の高まり

米国をはじめ、世界各国で物価上昇の動きが進んでおり、このコスト増加への対応策の一つとして、以前にも増して注目を集めているのがシェアードサービスセンター（SSC：Shared Service Center）の利用です。

## 1. SSCとは

SSCとは、グループ企業内に点在する同一管理部門／業務を一つの組織に集約して業務を進めることをいい、一般的には業務集中化による効率化（コスト削減）や業務品質の向上等が期待されています。SSCと比較される手法にBPO（Business Process Outsourcing）がありますが、SSCは内部の組織として業務集約化を行う手法であるのに対して、BPOは外部へ業務を委託する手法という違いがあります。BPOは、初期投資が少額となる一方で、中長期的にはコスト増が見込まれ、一般的には大規模な業務移管にはあまり適さない手法であると考えられています。

## 2. 従来の日系企業におけるSSCの利用

日系企業においても、2000年代より多くの国内子会社や支店／事業所を持つ大企業を中心にさまざまな業務でSSCの利用がされています。例えば、グループ会社内に重複して存在する一部の管理部門（事務処理、経理、購買、情報システム部門等）の業務を一つのSSCへ集約して統一化し、重複コスト削減による効率化や、業務集約に伴う専門的知識の共有やナレッジの蓄積等による品質の向上が図られてきました。一方で、国外へビジネスを展開している日系企業において、海外子会社や支店／事業所（以下、海外子会社等）の業務を対象としたグローバルなSSCの展開には言語や業務オペレーション、各国の会計基準の違い等、多くの弊害があったことから積極的な利用は進んでいなかったのが現状です。

## 3. グローバルSSC利用可能性の高まり

近年、多くの米国企業においてグローバルSSCの活用が進んでおり、海外へビジネス展開をしている日系企業においても徐々にその利用が進んでいます。その背景としては、前述した断続的な物価上昇への対応および適切な利益率管理の必要性に伴うコスト意識の高まりに加え、グローバルSSCを利用できる環境が整ってきたことが挙げられます。例えば、これまで紙を中心とした業務を運営していた多くの企業において、脱炭素や書類保管／管理にかかるコストの観点等からペーパーレス化が推進され始め、その結果として従業員がどこにいてもリモートで業務ができる環境が整い始めました。この動きはコロナにおける各国のロックダウン等の規制によってさらに加速し、世界各国の多くの企業でリモートワーク環境が整ったことで、グローバルSSCの利用可能性はさらに高まっています。

また、会計の分野においても、会計基準の統一化の動きが世界的に進んでおり、IFRS財団によれば、現在166の国／地域が自国の会計基準に代えて国際会計基準（IFRS）を適用しています。異なる会計基準を適用している米国においても米国証券取引委員会（SEC）に登録している外国企業のIFRS適用を容認しており、また日本においても実務対応報告第18号「連結財務

諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」において、一定の調整を行った上で、IFRSまたは米国会計基準に準拠した財務諸表を連結決算手続において利用することが当面の間認められていることから、従来のように各国の異なる会計基準に対応するために、各海外子会社等にそれぞれ個別の経理部門を設置する必要性も減少しています。

さらに、デジタルテクノロジーの進化により、各海外子会社等の膨大なデータをタイムリーに一元管理・分析し、アクションを起こすことができる環境が整ってきたこともグローバルSSCの利用可能性を高める背景にあると考えられます。

## 4. グローバルSSCの利用に向けた課題

集約化による業務効率化と品質向上等、メリットは多くあるグローバルSSCですが、一方で導入に向けた課題も存在します。

グローバルSSCを有効に運営するためには、事前の設計段階で集約する業務内容の選定と業務の標準化をすることが非常に重要となります。従来、各国／地域の規制や慣習等、さまざまな要因で異なるオペレーションにて業務を運営してきた可能性があり、グローバルSSCのメリットを十分に享受するためには、そのような業務の差異の把握、業務の標準化を事前に確実に行うことが重要です。また同時に各国／地域の規制等にも引き続き対応する必要があるため、標準化と各国対応等のバランスが非常に重要な課題になると考えられます。

## 5. EYにおけるSSCに関するサービスについて

前述した通り、特にグローバルSSCを展開するに当たっては、事前に各国／地域の規制等を踏まえた十分な準備が必要となります。EYでは、世界150以上の国／地域のEYメンバーファームと連携して、SSCへ移管可能な業務の選定や移管に向けた業務標準化、またデジタルテクノロジーを活用したSSC業務効率化サポート等のSSCに関するサービスを提供しており、日系企業の効率的な海外ビジネスを全面的にサポートすることが可能です。

## IV おわりに

世界的なコロナパンデミックや、ESG（Environmental, Social, and Governance）に関する規制制定に向けた動きの加速、金利上昇、地政学的リスク等のさまざまな影響により、今後の企業を取り巻く環境の不確実性はさらに高まっています。そのため、それらのさまざまな動きへの迅速な対応が求められるようになりますが、迅速な戦略変更に対応することが可能な財務基盤の確保という観点からも、コストコントロールに向けた準備・対応が求められるようになると考えます。

## Long-term value – 持続的成長のためのKGIとは



EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance 横井知行

▶ Tomoyuki Yokoi

CFO部門向けのコンサルティングチームにおいて、変革構想策定、資金管理、IFRS導入など幅広いプロジェクトに従事。また、チーム内ではトレジャリー領域のオフリングチームメンバーとして活動している。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。

### I はじめに

前号では、今後CFOは企業の長期的価値（Long-term value：LTV）を創出する原動力として、CVO（Chief Value Officer）にその役割を進化させていく必要があることを述べました。また、＜図1＞の通り、長期的価値を創出するドライバーは、「財務的価値」「消費者価値」「人材価値」「社会的価値」の四つのカテゴリーに属する価値によって構成されます。CFOはこれらの価値創造の重要バリュードライバーを特定した上で、その巧拙を図るKPIを定義して目標を設定し、期中のモニタリングと改善アクションを経て、ステークホルダーへの開示のサイクルをリードしていくことが求められる点について解説しました。

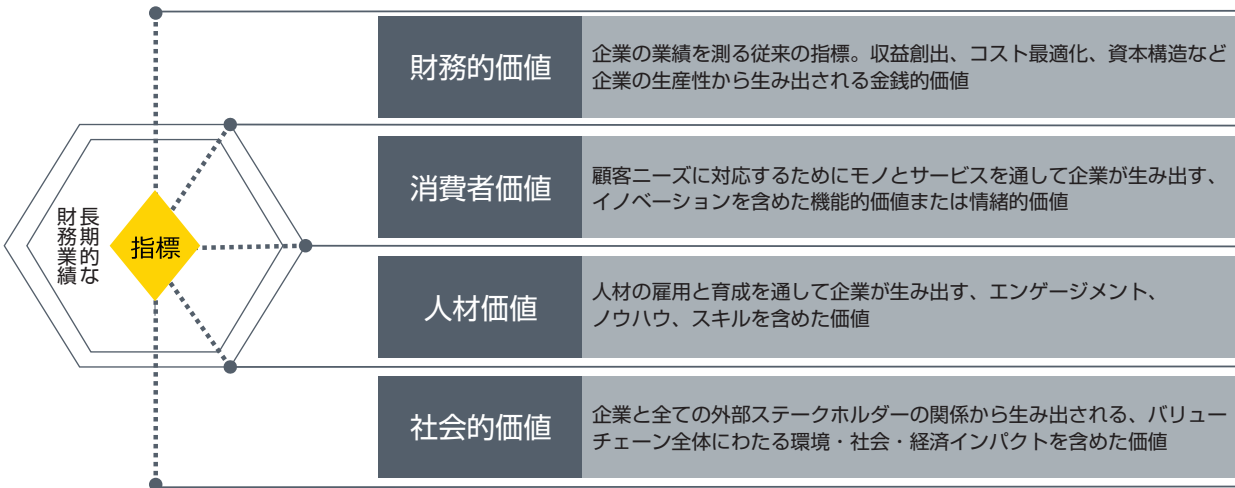
しかし、非財務情報に係る対外開示を積極的に行っ

ている企業であっても、LTVの四つのカテゴリーを包摂するようなKPI=LTV指標を定義し、組織や個人の目標への落とし込みや改善アクションに有機的に結び付けていくことができている企業はそう多くはないのではないのでしょうか。そこで、本稿では、LTV指標そのものや、その導入アプローチを紹介するとともに、LTVを経営管理として浸透させていくためのCFO組織における課題について考察します。

### II 導入アプローチ

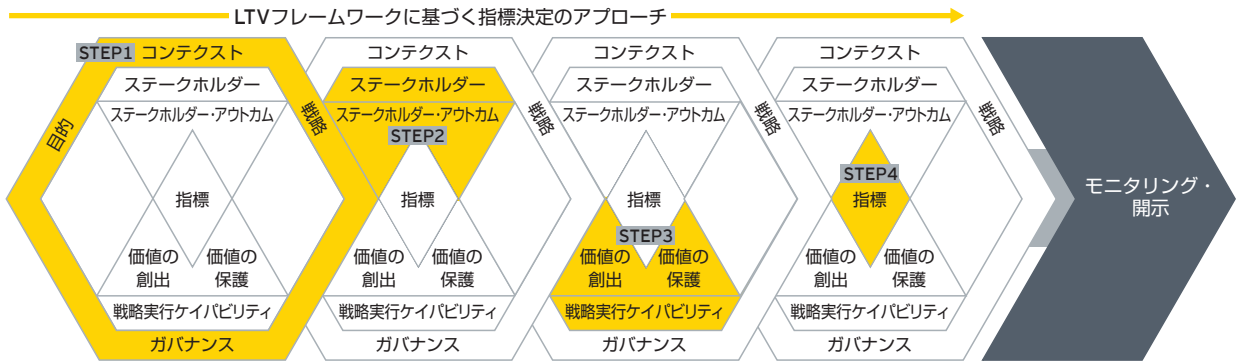
＜図2＞において、EPIC（Embankment Project for Inclusive Capitalism\*）において示されているLTVフレームワークを元に、LTV指標を特定し、モ

▶ 図1 LTVを構成する四つの価値カテゴリー



※ 右記ウェブサイトを参照 [www.coalitionforinclusivecapitalism.com/epic/](http://www.coalitionforinclusivecapitalism.com/epic/)

▶ 図2 LTV指標の導入フレームワーク



出典：EPIC（Embarkment Project for Inclusive Capitalism）」を基に筆者一部加工

ニタリングや開示につなげていくためのアプローチを示しています。EPICはCoalition for Inclusive Capitalismが2017年に創設し、企業、アセットマネージャー、アセットオーナーおよびアドバイザー・カウンシル等の30以上の組織が参画したプロジェクトです。EPICでは、貨幣的価値で測定できない無形の価値、例えばブランドや従業員のスキルなどの重要性が高まっていながら、これらの無形の価値を測定する指標や、指標の開発プロセスについてコンセンサスがないうる現状に対する改善の第一歩として、長期的価値に係る共通ないし業種別の指標や、長期的価値に係る指標開発に当たっての基準や原則、必要な指標を決定するためのアプローチなどが取りまとめられています。

ここからは、LTV指標の導入アプローチに関して解説します。LTV指標は四つのステップを経て決定します。なお、本アプローチ全体を通して、投資家や従業員、顧客、サプライヤー、政府や規制当局、社会など主要なステークホルダーが望むアウトカム（成果）やステークホルダーへの影響を考慮することが肝要です。

まず、STEP1では、外部環境によってステークホルダーが受ける影響や、目的（パーパス）の実現によってステークホルダーにもたらし得るアウトカムなどを考察した上で、企業戦略そのものや実行するためのガバナンスの方針に落とし込んでいきます。

次に、STEP2では、主要ステークホルダーを特定し、各ステークホルダーにとっての重要なアウトカムを検討します。企業を取り巻くステークホルダーは幅広いですが、STEP1で策定した戦略の実行によって、特に影響を及ぼし得るステークホルダーを主要なステークホルダーとして特定します。その上で、個々の主要なステークホルダーにとってのアウトカムを財務

的価値、消費者価値、人材価値、社会的価値の四つの価値カテゴリーに分類し、それぞれのアウトカムの優先順位付けを行います。

STEP3では、四つの価値カテゴリーに係るステークホルダー・アウトカムを分解し、バリュードライバーを特定していきます。次ページ<図3>において、バリュードライバーおよびそこから導出する指標の具体例を示しています。なお、バリュードライバーを特定しても、戦略実行に必要なケイパビリティが企業に備わっていなければ画餅に終わってしまうため、戦略実行ケイパビリティの分析も必要となります。

最後に、STEP4では、長期的価値創出の指標を定義します。長期的価値創出の指標は、共通指標、業界指標、各社独自の指標があり、それぞれ、アウトカムの先行指標となっているか、目的（パーパス）と整合しているか、一貫性や比較可能性はあるか等を勘案し定義します。指標の定義に当たっては、STEP3までを踏まえ長期的価値の指標のロングリストを作成します。具体的な指標は<図3>において紹介していますが、これらの全てを包含する必要があるわけではなく、戦略や主要ステークホルダーにとってのアウトカムや影響を勘案した上で優先度の高い指標を選定します。指標測定に必要なデータの信頼性や正確性は重要となるため、場合によっては、それが担保されるまで指標としては採用されない場合もあります。また、LTV環境下においては、投資家等のステークホルダーの理解を得ることが肝要です。そこで、投資家等のステークホルダーの理解に資するように、各指標を定義した背景や前提、利用方法等を整理します。ここで整理した事項は、指標の精度向上や改善点の発見等、将来の活動において、振り返りの材料となり有用です。

▶ 図3 価値カテゴリーごとのバリュードライバーおよび指標（例）

		長期的価値創造のドライバー	長期的価値の指標（例）
財務的価値	売上	市場規模の拡大 市場シェアの拡大	高成長市場への参加数、既存顧客売上増加率 市場シェア%
	利益	調達先の充実・規模などによるコスト低減 生産・調達プロセスの改善	調達チャネル数、平均購買単価 スループロット
	資本効率	効果的な資本配分 入金条件・支払条件の有利化 負債・資本の構成の最適化	資本コスト・CF計画 入金条件・支払条件（日数） 負債・資本の構成比
消費者価値	イノベーション	アイデア検討 開発 ローンチ（製品化・事業化）	アイデア創出・検討に費やした時間 研究開発費率、特許数 イノベーションの成功率
	消費者の信頼	ユーザー評価 ブランド力 顧客の定着度	顧客調査の指標、デジタルメディアでの評判 知名度、ブランド認知度、価格プレミアム 顧客リピート率、価格非弾力性
	消費者の健康	消費者の健康改善の浸透度 消費者の健康改善の影響度	製品・サービスによる健康の質が向上した人数 製品・サービスに影響を受けた健康寿命
人材価値	雇用・人員構成・多様性	人員コスト キャリアアップ機会の提供 フレキシブルな勤務形態の提供 経営陣の多様化	全従業員の税込給与・貸与・年金給付の合計額 離職全体に占める自主離職の割合／優秀者の自主離職率 従業員調査に占める肯定的意見の割合 多様性（性別、内部／外部、常勤／非常勤）
	評価・人材育成	人材育成・研修制度の改善 人事考課の適切性 人事・人材計画、適切な従業員配置	年間研修受講時間／理解度が向上した従業員の割合 人材育成費用対効果：（実現便益－コスト）÷コスト 人事考課の指標（レーティング）
	従業員の健康	心身の健康、幸福度、社会とのつながり	病欠欠勤率、健康診断の結果、健康サポートの充実度
	企業文化	企業倫理や誠実さ、多様性、価値観の共有	従業員調査の結果
社会的価値	経済的影響	製品・サービスによる経済性向上 雇用の創出 事業活動による経済波及効果	経済的生産性 粗付加価値（GVA） インフラ投資、産業クラスターの形成
	社会的影響	製品やサービスが与える社会への影響 社会貢献・コミュニティへの投資	健康と幸福、人権意識 地域の健康関連イニシアチブの社会的投資収益率（SROI）
	環境への影響	製品やサービスが与える環境への影響 サプライヤーなどが与える環境への影響	資源の再利用率、廃棄割合、天然資源の利用 同上

### Ⅲ CFO組織が果たすべき役割

前項でLTVフレームワークに基づく指標の導入アプローチを示しましたが、本項では、LTV指標を導入し定着させるために、CFOやCFO組織が果たすべき役割について考察します。

従来型の経営管理においては、CFO組織が財務数値にフォーカスして、社内の各組織から数値やデータを収集し、これをグループ全体の情報として取りまとめ、IR部門が一元的に投資家とのコミュニケーションを行うというように、CFO組織はあくまで目標設定→モニタリング→開示のプロセスの一部に関与するという

位置付けであり、また、各部門の役割の分断も見られました。

しかし、LTV下の経営管理では、例えば目標設定の段階の場合、投資家のみならず顧客やサプライヤー、社会など幅広いステークホルダーが求めるアウトカムを把握し、また、指標に対する理解を得ることが必要になります。このとき、投資家以外のステークホルダーも対象とすることから、IR部門だけではなく各組織において相対するステークホルダーとのコミュニケーションが必要になると考えます。

また、社内においても、LTVのコンセンサスを得て、組織や従業員が短期的な利益ではなくLTVにフォーカ





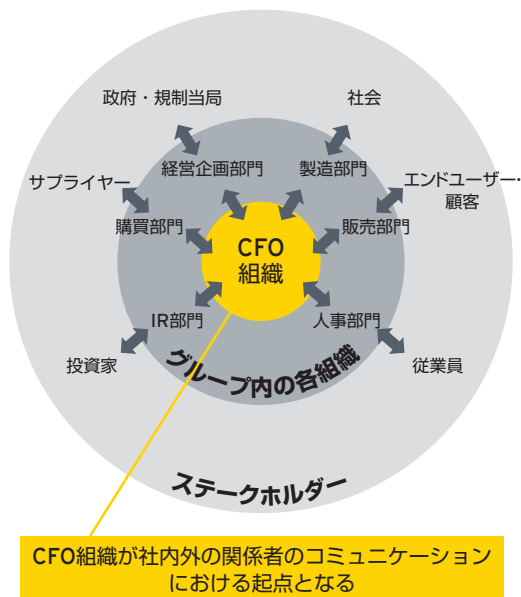
スしたアクションを優先するように促すため、経営企画部門や人事部門などと連携して、組織や個人の評価にLTVに係る指標に反映していくことが求められます。

これらLTV下の経営管理において、CFO組織は、指標の開発やモニタリングのプロセスをリードし、必要となる情報を見極め、情報の信頼性や精度を検証し、CFO組織自身を含む各組織におけるステークホルダーとのコミュニケーションの推進を促す、LTVを推進するハブとしての機能を担うことが求められると考えます（＜図4＞参照）。

また、CFO組織は、LTVの文脈を踏まえ広く収集した財務・非財務の情報を分析して取るべきアクションを導出し、関係者にインサイトを提供するというLTVを起点としたデータドリブン経営の推進役となることも求められます。

なお、開示における戦略的情報開示やCFO組織が果たすべき役割については、次号で詳述します。

▶ 図4 LTVのハブとしてのCFO組織



サスが得られていないために、短期的な収益性を優先するアクションを誘発してしまっている点に強い課題認識を起点として立ち上げられています。他方、長期的価値に係る考え方や、指標や指標の開発方法を含めたコンセンサス形成および市民権を得るための取り組みはまだ始まったばかりであり、試行錯誤を重ねていく段階にあります。本稿で紹介した内容も、今後、企業をはじめとしたさまざまな関係者と検討を重ねていく中で、ブラッシュアップや具体化を図っていくことになると考えています。

日本経済における「失われた30年」に代表されるように、日本企業の競争力低下が取り沙汰されてから久しい時が経過しています。他方、環境・安全に関する対策や現場におけるコミュニティシップなど、短期的な収益性に表れていない日本企業の強みも数多くあると考えています。長期的価値の考え方が社会全体に浸透し、短期的な収益性よりも長期的価値を高めるアクションが当たり前のように優先され、日本企業が再び競争力を得る日が来ることを願ってやみません。

**お問い合わせ先**

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)  
E-mail : tomoyuki.yokoi@jp.ey.com

**IV おわりに**

企業にとっても投資家にとっても、短期的な収益性だけで企業の優劣を見極めることができないことが共通認識となっている状況にあります。IIで紹介したEPICは、そのような状況下において、長期的価値を客観的に測定する指標やその開発方法についてコンセン



## 公共セクターにおける脱炭素社会に向けた新たな取り組み（官民連携）



EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)  
インフラストラクチャー・アドバイザー 関 隆宏

### ▶ Takahiro Seki

水・環境分野の総合エンジニアリング会社を経て現職。公共インフラ事業の経営戦略策定、自治体間の広域連携の推進、PPP導入、DX推進などの経営改革に向けたさまざまなアドバイザー業務に多数従事。インフラ事業に係る諸外国の制度やドイツのシュタットベルゲに関する調査研究を実施。技術士（上下水道部門）。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) シニアマネージャー。

### I はじめに

2021年、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法）が改正されたことにより、パリ協定に基づく温暖化抑制目標を達成すべく、国、地方公共団体及び民間の団体などの密接な連携が求められることとなりました（新設第2条の2関連）。温暖化による自然災害の激甚化は、地域全体の持続可能性を脅かすリスクとなり、このリスクを回避、抑制することは全ての組織や個人が共通で取り組むべき課題となっています。

### II 地方公共団体における地球温暖化対策の現状

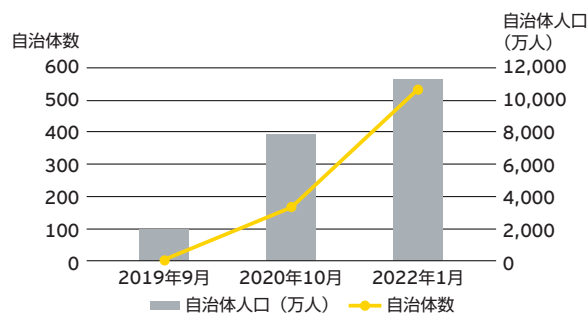
温対法では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制などを目指して総合的かつ計画的な施策（地方公共団体実行計画）を策定し、及び実施するように努めるものとされています（第21条関連）。また、改正温対法では、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして「地域脱炭素化促進事業」が新たに定義され、地方公共団体実行計画において促進事業の対象となる区域（促進区域）などの事項を定めるよう努めることとされました。

こうした制度改正も踏まえ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した都道府県及び市町村が増えつつあります。22年1月31日時点で、40都道府県、319市、15特

別区、134町、26村が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」（いわゆる、ゼロカーボンシティ）を表明しています（＜図1＞参照）。

地方公共団体に対しては、これまで以上に地球温暖化対策における地域の中心的役割が求められており、多くの地域において着実に動きが広がっています。

▶ 図1 2050年「ゼロ表明」をした自治体数・人口の推移



出典：地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況（環境省、令和4年1月31日時点）を基に筆者作成

### III 脱炭素に向けた新しい取り組み事例

地方公共団体においては、これまで温暖化対策は、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入など、追加的なコストがかかるものであるというのが共通の認識でした。ただ、電力システム改革が進む中で、民間企業との連携において地域の脱炭素促進につながる新たな仕組みの導入が進んでいます。

本稿で取り上げるのは、その一つのPPA（Power Purchase Agreement：電力販売契約）という仕組みです。

これまで、公共施設などの屋根や空きスペースに太陽光発電設備を設置する事例は多くありました。固定価格買取制度（FIT）導入後は、自家消費だけでなく、FITによる売電も多く行われるようになってきました。

PPAは、発電事業者と需要家が相対で直接契約できる仕組みとして21年頃から民間企業の間で活用が活発化しています。発電事業者にとっては、FIT終了後も長期間固定価格で売電が可能となり、また需要家にとっては初期投資せずに再生可能エネルギーの活用が可能であることから、Win-Winの関係の構築ができることが背景にあります。また、PPAの利点は、遠隔地（オフサイト）であっても発電事業者と需要家が契約を締結できることが挙げられます。このため、必ずしも需要地点の敷地内に十分なスペースがなくても、再生可能エネルギーの調達が可能となっています。

最近では、この動きが民間企業の間だけでなく、地方公共団体でも始まっています。20年12月に、横浜市が複数の小中学校への再生可能エネルギー（太陽光発電）導入の実施事業者を募集したところ、民間企業からの提案によって、余剰電力を太陽光発電設備の設置箇所である小中学校以外の市の公共施設へ自己託送するオフサイトPPAを導入することを決定しています。

本事業では、小中学校のスペースの一部を目的外使用として民間企業に貸し付け、そのスペースに民間企業が自己資金で発電設備を整備します。その上で、民間企業は横浜市との間では電力需給契約を締結するというスキームがあるため、横浜市にとっては初期投資がなく従来のように電力を外部から調達する方法と変わりはありません（＜図2＞参照）。

従来の再生可能エネルギー設備の導入では、地方公共団体が導入のための計画を立案し、予算を確保した上で、さらに整備事業を行うための入札を行うという段取りを踏む必要がありました。本方式では、これらを民間企業からの提案及び資金を活用して実施できることから、スピーディーな導入につながれるという利点もあります。

この他にも、例えば前橋市では、市の清掃工場で発

電した余剰電力を、上下水道施設を含む市有施設に送電するPPAの実証事業を行うことを発表しています。

このように、PPAは地方公共団体が保有している遊休スペースや熱源などを活用して、遠隔地の電力需要がある施設で再生可能エネルギーを利用できます。発電地点となる遊休スペースとしては、横浜市のような小中学校の屋上の他、上下水道などの施設屋上やダウンサイジング後の余剰スペースが候補となり得ます。

地方公共団体では、これまで各需要地点（施設）や部署において個々に電力を調達していましたが、PPAによって地域横断的に再生可能エネルギーの調達（エネルギーの面的利用）が可能となり、従来の縦割り管理の域を超えて地域全体での脱炭素に貢献できます。

一方で、発電事業者となる民間企業にとっては、一定の投資を行うため慎重な検討が求められます。例えば、公共施設の屋根に設置する場合は、長期的に建て替えなどが発生しないことを確認する必要があります。また、地方公共団体が所有する公共施設（行政財産）については、地方自治法第238条の4において私権の設定が制限されており、個々の地方公共団体の条例において目的外使用許可の期間は、通常1年とされている場合が多いです。このため、目的外使用許可は毎年の更新となることから、政策的な観点から目的外使用許可が得られないケースも想定し得ます。

このように、公共セクターにおけるPPAの活用においては、行政特有の事業環境にも留意した官と民のリスク分担の取り決めが必要です。

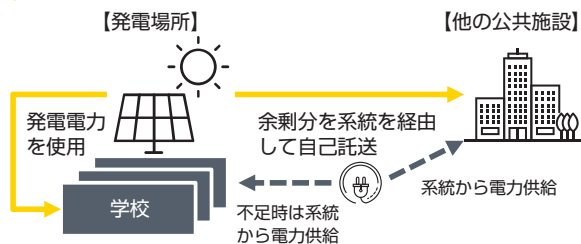
## IV おわりに

50年のカーボンニュートラルを見据え、電力事業を取り巻く制度は日々変化しており、電力需要者にとって活用しやすいものへと変わっています。再生可能エネルギーの導入に当たっては、国からの補助などの支援もあり、そうした支援制度を活用することで、このような取り組みが加速していくことが予想されます。

さらに、再生可能エネルギーを活用して、災害対策にも役立てようという地方公共団体も出てきています。千葉県いすみ市では、再生可能エネルギーなどと地域マイクログリッドを組み合わせ、防災拠点などへの長時間にわたる電力供給が可能な仕組みを構築することで災害に強いまちづくりを目指しています\*。

温暖化対策は、地方公共団体でも避けることができない命題です。また、地域の温暖化対策を進める上では、本稿で示した民間資金の活用スキームも有効となり得ます。今後も官と民の連携によって、地域における温暖化対策を着実に進めていくことが求められます。

▶ 図2



出典：横浜市記者発表資料（2021年3月17日）を基にEY作成

\* 経済産業省補助事業「令和3年度地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金（地域マイクログリッド構築支援事業のうち、地域マイクログリッド構築事業）」に採択されている。

# 電力取引をめぐる新たな市場制度が 電力業に与える影響



電力・ユーティリティセクター 公認会計士 名取荘太

### ▶ Sota Natori

当法人に入所後、主に国内事業会社の監査業務に従事。2015年から17年までの経済産業省での勤務では、再生可能エネルギー政策の立案などに携わる。主な著書（共著）に『業種別会計シリーズ 電力業』（第一法規）がある。

## I はじめに

電力システム改革による電力の小売全面自由化により、電気事業に参入する事業者（新電力）は飛躍的に増加しました。電力取引をめぐる新たな市場制度の創設も進み、ベースロード市場、容量市場、調整力市場、非化石価値取引市場、電力先物市場等での取引がスタートしています。また、卸電力取引所（JEPX）における取引も活発化し、JEPXにおける電力取引は、総需要のおよそ4割を占めるまでになりました。本稿では、電力取引をめぐる新たな市場制度を取り上げ、電力業の会計処理に与える影響を解説します。

## II 電力取引をめぐる新たな市場制度

### 1. 小売市場以外の電力取引市場

電力システム改革の目的等を事業者の経済合理的な行動を通じて、より効率的に達成する観点から、実際に発電された電気が取引される卸電力市場に加え、発電することができる能力が取引される容量市場、短時間で需給調整できる能力が取引される需給調整市場、非化石電源で発電された電気に付随する環境価値が取引される非化石価値取引市場が整備されています（<図1>参照）。

### 2. 卸電力市場

JEPXは、電気の現物を取引する卸電力市場として一日前市場（スポット市場）とその後の調整市場とし

て当日市場（時間前市場）を開設しています。小売電気事業者は自社で保有する発電設備や発電事業者との相対契約による電気の調達に加えて、JEPXに会員登録して卸電力市場を通じて電気を調達します。

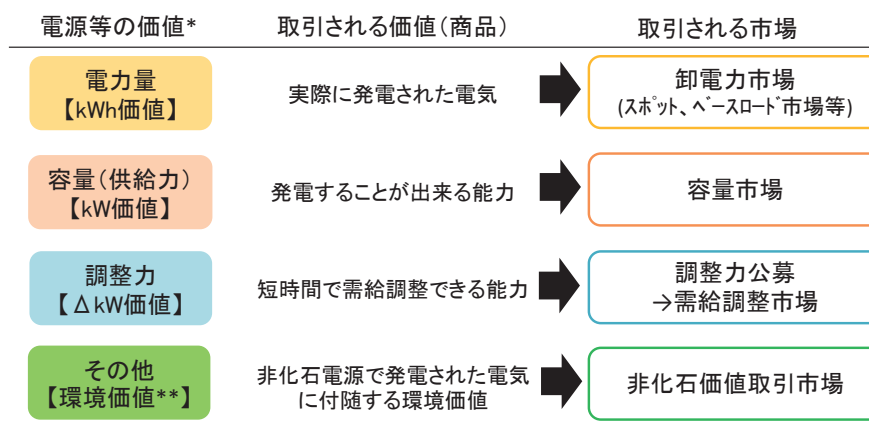
卸電力市場は電気の現物を取引する市場であることから、小売電気事業者及び発電事業者は、市場取引が成立した電気の受渡し時に会計処理を行うこととなります。

### 3. ベースロード市場

ベースロード市場は、新電力によるベースロード電源（石炭火力・一般水力・原子力・地熱）へのアクセスを容易にすることを目的とし、旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源の電気の供出を制度的に求め、新電力が年間固定価格で購入を可能とする市場です。取引の対象となるベースロード電源は受渡し期間1年の商品で翌年度受渡しの電力量（kWh）であり、その供出による電気の受渡しはJEPXを通じて行い、供出価格には上限価格を設定しています。

ベースロード市場における取引は、転売制限や購入制限といった制度的な制約が課せられることなどから、ベースロード市場取引は、金融商品に関する実務指針第20項「将来予測される仕入、売上又は消費を目的として行われる取引で、当初から現物を受け渡すことが明らかなもの」に該当するものと考えられることから、金融商品会計基準の対象外とすることとなり、市場での取引成立ではなく、電気の受渡しにより会計処理を行うこととなります。

▶ 図1 小売市場以外の電力取引市場



\* 電源を想定して記載しているが、ネガワット等は需要制御によって同等の価値を生み出すことが可能。また、一つの市場において、複数の価値を取り扱う場合も考えられる。

\*\* 環境価値は非化石価値に加えて、それに付随する様々な価値を包含した価値を指す。

出典：「電源投資の確保」資源エネルギー庁ウェブサイト (www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic\_policy\_subcommittee/system\_kouchiku/007/007\_08.pdf アクセス日2022年3月16日)

#### 4. 容量市場

安定供給を維持し、カーボンニュートラルに向けて自然変動電源を中心とした再生可能エネルギーの主力電源化にも対応するためには、建設に長期間を要する発電所の設備投資の判断において投資回収の予見性を高める必要があります。このため、将来の発電することができる能力、すなわち供給力(kW価値)を取引する市場として容量市場が開設されました。容量市場においては、発電事業者は実際に電気が使用される年度(実需給年度)の4年前に電力広域的運営推進機関(OCCTO)が実施するオークションで供給力を入札することで、電源の投資回収の予見性を高めることが可能となります。一方、小売電気事業者は電気事業法による供給力確保義務を履行するため、容量市場で確保された供給力の対価を負担します。

発電事業者は、容量市場においてオークションに応札し取引が成立した場合、4年後の実需給年度において供給力を提供し、提供した供給力の対価として容量確保契約金額を受け取ることとなります。したがって、実際に供給力を提供した時点で供給力の対価を売上計上することとなります。また、小売電気事業者も容量市場で成立した取引に基づき容量拠出金を支払うこととなりますが、実際に供給力が提供された時点で費用として計上することとなります。

#### 5. 需給調整市場

一般送配電事業者が電力供給区域の周波数制御・需

給バランス調整を行うために必要となる調整力について、多くの電源等への参加機会の公平性確保、調達コストの透明性・適切性の確保の観点から公募により調達を実施しています。より効率的な需給運用の実現を目指すために公募調達に加え2021年4月よりエリアを越えた広域的な調整力の調達を行う需給調整市場を開設しています。

需給調整市場への参加に当たり、調整力提供事業者は性能確認等の事前審査を受けた上で、一般送配電事業者と需給調整市場に関する契約を締結します。当該契約に基づき、需給調整市場で成立した取引について会計処理を行うこととなります。

#### 6. 非化石価値取引市場

非化石価値取引市場は、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)」により求められる義務を達成するため、同法第2条第2項に規定する非化石エネルギー源に由来する電気の非化石電源としての価値を証書化し、取引することを可能にするために創設された市場です。非化石証書にはFIT(固定価格買取制度/Feed-in Tariff)非化石証書(再エネ指定)、非FIT非化石証書(再エネ指定、再エネ指定なし)の3種類があり、非FIT非化石価値の取引形態は電気取引と一体として取引されるかどうかにより内在型/外在型に分類され、外在型についてはさらに非化石価値取引市場を通じた取引と

相対取引に分類されます。

非化石価値取引市場については昨今のカーボンニュートラルに向けた再エネ価値へのニーズを踏まえて経済産業省において見直しが進められており、今後の詳細制度設計の状況を注視する必要があります。

### Ⅲ おわりに

電力取引をめぐる新たな市場制度により電力業を取り巻く事業環境は大きく変化しています。さらに、地球温暖化という気候変動への対応が世界的な課題となり、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、2050年カーボンニュートラル実現に向け、電力部門は、再エネや原子力などの実用段階

にある脱炭素電源を活用し着実に脱炭素化を進める必要があります。また、水素・アンモニア発電やCCUS／カーボンリサイクルによる炭素貯蔵・再利用を前提とした火力発電などのイノベーションを追求することが求められており、脱炭素への取り組みは電力会社の事業そのものの大きな課題になっています。なお、本稿の詳しい内容については『業種別会計シリーズ 電力業 三訂版』（第一法規）に記載していますので、ぜひご参照ください。

#### お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人  
電力・ユーティリティセクター  
E-mail : sota.natori@jp.ey.com

## 業種別会計シリーズ 電力業 三訂版



- ▶ A5判／352ページ 第一法規 価格3,700円＋税
  - ▶ 発行年月：2022年3月
- 新たな電力市場・新収益認識基準・第6次エネルギー基本計画に対応した業界動向、会計処理等の実務ポイントを詳解!!
- ▶ 電力業特有の会計処理・税務、監査上の重要ポイント、内部統制制度の留意点等を詳解
  - ▶ 豊富な設例・図表を収録

## YouTube動画のご案内



会計、IPO、DX×ガバナンスなどの幅広い情報をYouTube動画で配信しています。各動画のQRコードから、ぜひご視聴ください。

または下記の検索結果からもご覧いただけます。



EY Japan YouTube



EY Japan



予測不能な社会において、増加するサイバー攻撃。その現状と企業が取るべき対策について、EYの専門家3名が分かりやすく解説します。



2021年の税制改正で導入されたDX投資促進税制。税制の概要および適用要件を説明するとともに、実務上の留意点についても分かりやすく解説します。



2022年4月1日以後開始する事業年度より連携納税制度から移行されるグループ通算制度。本制度を適用するにあたって留意すべき税務上・会計上の論点について解説しています。



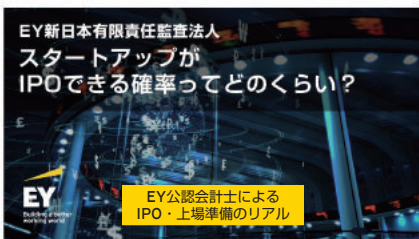
業績悪化は企業会計にどのような影響を与えるのでしょうか。ウェブサイト「企業会計ナビ」監修の公認会計士が具体例を交えて分かりやすく解説します。



税効果が難しいと思う人は多いのではないのでしょうか。動画では税効果会計とは何か？なぜ税効果会計が必要なかを解説します。



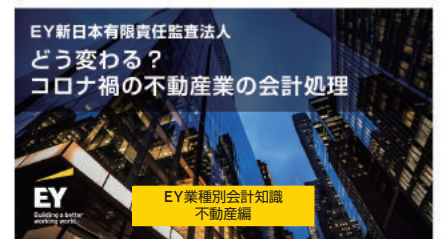
ニュースでもよく目にする「減損会計」。減損会計適用指針策定にも関与した専門家がここだけは押さえておきたいポイントを説明。



IPOの成功確率はどれくらい？これからIPOを目指している企業必見の内容です！上場に必要な知識をシリーズでお届けします。



管理部門のDXとは？そのメリットや注意点について、「内部統制」という監査法人ならではの視点で解説しました。



EYでは業種別の会計知見を発信しています。今回は不動産業。COVID-19の休業支援金の会計処理はどうすべきか解説します。



## 収益認識に関する注記

### — 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報



企業会計ナビチーム 公認会計士 河村正一

#### ▶ Shoichi Kawamura

監査部門に所属し、上場会社を含む消費財、ソフトウェアおよびサービス産業の監査業務に従事する傍ら、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）に掲載する会計情報のコンテンツの企画・執筆に携わっている。

＜お問い合わせ先＞EY新日本有限責任監査法人 E-mail: shoichi.kawamura@jp.ey.com

当法人ウェブサイト内の「企業会計ナビ」が発信しているナレッジのうち、アクセス数の多いトピックスを取り上げ、紹介します。今回は「解説シリーズ『収益認識の開示』第5回：収益認識に関する注記—当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報②』を紹介いたします。

#### I はじめに

改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下、収益認識会計基準）においては、収益認識に関して、「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」を注記することを求めています（収益認識会計基準80-5項(3)）。当該注記においては、次の項目を記載することとなります。

- ▶ 契約資産及び契約負債の残高等（収益認識会計基準80-20項）
- ▶ 残存履行義務に配分した取引価格（収益認識会計基準80-21項～24項）

今回は、二つ目の「残存履行義務に配分した取引価格」（以下、残存履行義務の注記）について解説します。

#### II 残存履行義務の注記

残存履行義務の注記においては、既存の契約から翌期以降に認識することが見込まれる収益の金額及び時期について理解できるように、次の事項を注記する必

要があります（収益認識会計基準80-21項）。

1. 当期末時点で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額
2. 1.に従って注記した金額を、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのか、次のいずれかの方法により注記する。
  - (1) 残存履行義務の残存期間に最も適した期間による定量的情報を使用した方法
  - (2) 定性的情報を使用した方法

#### 1. 残存履行義務に配分した取引価格の総額の注記

残存履行義務の注記においては、当期末時点で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格がある場合、その総額を注記する必要があります（収益認識会計基準80-21項(1)）。

#### 2. 残存履行義務に配分した取引価格の収益を見込む時期の注記

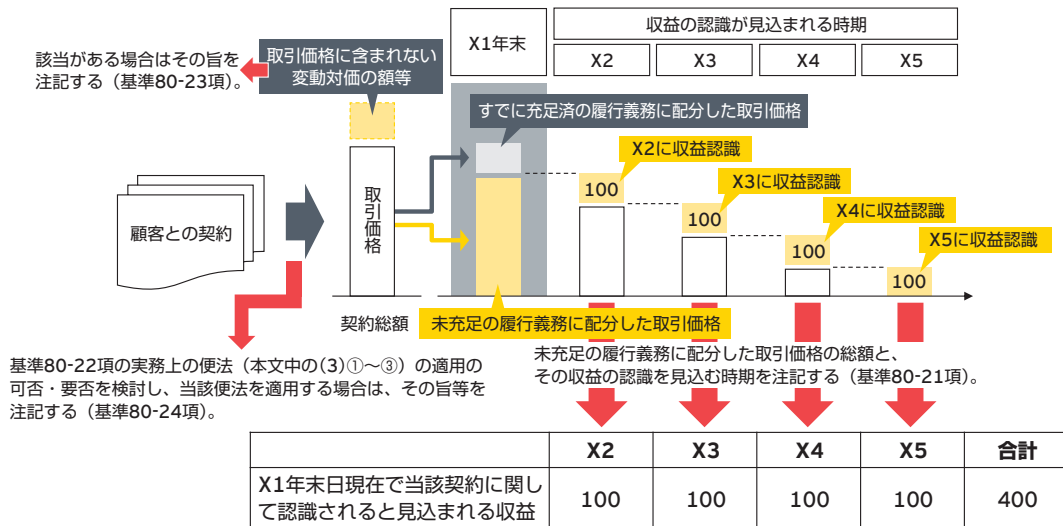
当期末時点で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格がある場合、その総額の注記に加えて、その金額を企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのかを定量的又は定性的に注記することが求められています（収益認識会計基準80-21項(2)）。

#### 3. 残存履行義務の注記に係る実務上の便法と当該便法を適用した場合の注記

残存履行義務の注記においては、当該注記の作成コストに対する負担を軽減する等の観点から、次の(1)～(3)のいずれかの条件に該当する場合には、当該注記に含めないことができるとする実務上の便法が設けられています（収益認識会計基準80-22項）。



▶ 図1 残存履行義務の注記の全体のイメージ



(1) 当初に予想される契約が1年以内の契約であるケース

履行義務が、当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場合には、残存履行義務の注記から除外することが認められています（収益認識会計基準80-22項(1)）。

(2) 収益認識適用指針※19項の実務上の便法を採用しているケース

現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している場合（例えば、提供したサービスの時間に基づき固定額を請求する契約等）に、請求する権利を有している金額で収益を認識している場合（すなわち、収益認識適用指針19項の実務上の便法を適用している場合）には、当該取引について残存履行義務の注記から除外することが認められています（収益認識会計基準80-22項(2)）。

(3) 所定の条件を満たす変動対価であるケース

次のいずれかの条件を満たす変動対価である場合には、残存履行義務の注記から除外することが認められています（収益認識会計基準80-22項(3)）。

- ① 売上高又は使用量に基づくロイヤルティ
- ② 収益認識会計基準72項の要件に従って、完全に未充足の履行義務（あるいは収益認識会計基準32項(2)に従って識別された単一の履行義務に含まれる一つの別個の財又はサービスのうち、完全に未充足の財又はサービス）に配分される変動対価

これは、収益の認識時点で変動対価の見積りが要求されていないものにつき、注記のみのために見積りが要求されることになることを回避するため、設けられた規定です（収益認識会計基準202項）。ただし、残存履行義務の注記からの除外が認められているのは、

変動部分のみであり、契約に固定部分がある場合に、当該固定部分は注記する必要があります（収益認識会計基準201項なお書き）。

前述3.(1)～(3)に該当し、残存履行義務の注記に含めていないものがある場合には、当該条件に該当している旨とその履行義務の内容を注記する必要があります（収益認識会計基準80-24項前段）。また、(3)の条件に該当する場合には、加えて、残存する契約期間及び残存履行義務の注記に含めていない変動対価の概要（例えば、変動対価の内容及びその変動性がどのように解消されるのか）を注記することが求められているため、留意する必要があります（収益認識会計基準80-24項後段）。

4. 残存履行義務の注記に含めていない対価の額がある場合の注記

企業間の比較可能性を担保する等の観点から、取引価格に含まれない変動対価の額等、残存履行義務の注記に含めていない対価の額がある場合には、その旨を注記する必要があります（収益認識会計基準80-23項、203項）。当該注記は、あくまで残存履行義務の注記対象となった契約において、変動対価の見積りの制限を受ける場合などで対価の額の一部が取引価格に含まれず、結果として、残存履行義務に含まれないものがある場合にその旨の注記を求めるものです。このため、収益認識会計基準80-22項の実務上の便法(3.(1)～(3))を適用することで残存履行義務の注記に含めていないものがある場合にその旨の注記を求めるものとは異なります（収益認識会計基準203項）。

▶ 企業会計ナビURL  
[ey.com/ja\\_jp/corporate-accounting](http://ey.com/ja_jp/corporate-accounting)

※ 企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下、収益認識適用指針）

## 編集後記

先日、本屋に立ち寄った際に、児童書のコーナーで『パパラギ』の本が目にとまりました。1920年に出版された本を子供向けに分かりやすくし、かわいらしいイラストとともに新たに出版されたものです。私は、10代のころにこの本と出会い、本の帯に書かれた開高健と浅井慎平の推薦文に誘われるように初めて本を手に入れました。

太平洋の島国のサモアで自然と共存して暮らしている酋長ツイアビが、初めて欧州を視察した旅で見聞きしたパパラギ（白人）の暮らしぶりや文化をサモアの島の人々に語って聞かせるというもので、文明批判の内容ともいわれています。「忙しさ、時間、仕事、物欲、情報、所有すること」など、当時、文明が生み出したネガティブなものを考えるヒントを与えてくれる書籍です。100年経った今でも読み継がれている書籍が、児童版として登場したのですが、児童版の帯を見ると「100年前にSDGsを先取りしていた、歴史的な名著がビジュアル版で登場」とありました。100年前にはSDGsという言葉はもちろんありませんでしたが、昔から提起されてきた課題なのだとハッとしました。

自分も懐かしく当時の書籍をネットで購入して、ページをめくっていると次の文章が目にとまりました「パパラギはいつも早く着く事だけを考えている。早く着けば、また新しい目的がパパラギを呼ぶ。こうして、パパラギは、一生、休みなしに駆け続けている。ぶらぶら歩き、さまざま楽しみを、私たちを迎えてくれる、しかも思いがけない目標に出会う喜びを、彼らはすっかり忘れてしまった」。世の中にあふれるモノ、その過程での環境破壊、情報もまたしかり、自分たちはもう戻ることのない流れにいて、少し立ち止まって、生活を本当に豊かにするものは何なのか、「ツイアビの知恵」をいただきたいと思いました。

「情報センサー」編集委員長 高橋幸毅

### 企画編集

池田彩子 今村 洋 岩崎尚徳 北出旭彦 小原香織 高橋幸毅 田中裕樹 中澤範之 南波 洋 安居良大（あいうえお順）

### お問い合わせ

「情報センサー」の掲載内容について、詳細な情報をご希望の場合は、執筆者またはその分野の専門家が対応させていただきます。下記までお問い合わせください。

BMC本部 E-mail : knj@jp.ey.com

「情報センサー」のバックナンバーはウェブサイトに掲載しております。

[www.ey.com/ja\\_jp/library/info-sensor](http://www.ey.com/ja_jp/library/info-sensor)

〈今月の表紙〉 那須町（栃木県）

(注)▶ 掲載内容のうち、意見にわたる部分は個人的見解です。なお、原則として2022年3月14日現在の情報で執筆しております。

▶ 掲載したサービス内容は、公認会計士法における「監査関与先に対する非監査サービスの同時提供の制限」により、EY新日本有限責任監査法人の監査関与先企業に対してサービスを提供できない場合があります。監査関与先企業の皆さまが、同サービスの提供をご希望の場合は、監査担当会計士にご相談ください。

情報センサー 2022年 5月号 Vol.176

---

発行日：2022年5月2日

発行所：EY新日本有限責任監査法人

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world（より良い社会の構築を目指して）」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは[ey.com/ja\\_jp/people/ey-shinnihon-llc](https://ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc)をご覧ください。

©2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

00071-226Jpn

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)